



令和4年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）

行政機関が行う政策の評価に関する法律第19条の規定に基づき、令和4年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について、国会へ提出するものです。

行政評価局の役割

総務省行政評価局

- 1 政策評価の推進**
 - 政策評価制度の基本的事項の企画立案
 - 各行政機関が自ら行う**政策評価の点検**
 - 複数行政機関にまたがる政策について、**統一性又は総合性を確保するための評価等**
- 2 行政評価・監視の実施**
 - 各行政機関の業務の実施状況を実地に調査
 - 問題点を実証的に把握・分析
- 3 行政相談の受付**
 - 行政に関する苦情や意見・要望を国民から直接、分野を問わず幅広く受付
 - 全国約5,000人の行政相談委員（総務大臣が委嘱した民間有識者）が活躍

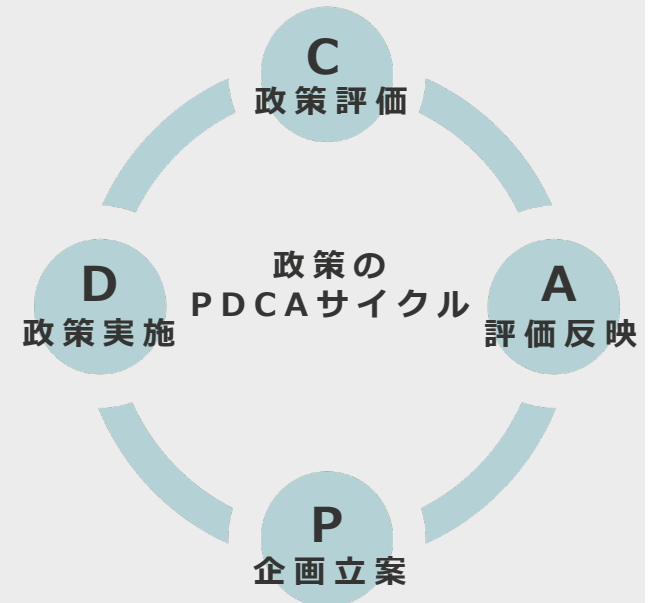
点検・評価・調査

公表・通知・勧告

苦情解決のあっせん

各行政機関

所掌する政策について自ら評価し、その結果を企画立案に反映



政策形成・評価に関する改革の取組（政策評価に関する基本方針（閣議決定）の一部変更について）

【基本的考え方】

- ・ 複雑困難な課題に対応するためには、**機動的かつ柔軟な政策展開**が有効であり、そのために政策評価の機能を発揮していく。
- ・ 政策評価の機能を最大限活用した**新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行う**ことが、**行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価される**ことを目指す。
- ・ 各府省は、次期基本計画期間を**試行的取組の期間**と位置付け、政策の特性に応じた評価を試行

【主な内容】

1 政策効果の把握・分析機能の強化

- ・ 有効性の観点からの評価を一層重視し、**政策効果の把握・分析機能を強化**。そのため、**画一的・統一的な制度運用を転換**し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直し

2 意思決定過程での活用

- ・ 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連情報を集約することで、評価書等の質的充実を図り、**意思決定過程における活用を推進**

3 制度官庁の役割

- ・ 評価手法の改善や知見を随時整理・共有し、データ活用・人材育成支援等を含め、**政策評価の取組の継続的な改善を促進**
- ・ 各府省での新たな評価手法の導入や意思決定過程での活用等の試行的取組を整理・分析。結果を「**新ガイドライン**」に**反映**し、更に各府省の取組の質を高めていく**政策評価制度のPDCAサイクルを確立**

各府省

- ・ **政策の特性に応じた評価手法導入**
→ 目的に対応した形で政策効果の把握ができ、政策の改善に有益な情報を得られる。
- ・ **意思決定過程での活用**
→ 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業からの有益な情報を意思決定過程で活用

機動的かつ柔軟な政策展開の実現

新ガイドライン策定

（令和5年度内めど）

評価手法（適切な目標・指標設定の考え方等）や意思決定過程における活用方法を提示して、各府省の政策評価を後押し（策定後も**随時改定**）

総務省（行政評価局）

- ・ 政策評価の取組の継続的な改善を促進
- ・ 政策効果の把握・分析手法を研究

政策評価審議会

有効性の観点からの評価手法や各府省の意思決定過程における政策評価の活用の在り方を整理・分析

各行政機関における政策評価の実施状況

令和4年度政策評価実施件数 **2,355件** (R3: 2,227件)

事前評価 **1,001件** (R3: 838件)

実施件数	件数
全体	1,001件
公共事業	546件
規制	227件
研究開発	91件
租税特別措置等	88件
政府開発援助	42件
一般分野	7件

事後評価 **1,354件** (R3: 1,389件)

実施件数	件数
全体	1,354件
目標管理型の政策評価	196件
未着手・未了の事業	625件
完了後・終了時の事業等	431件
その他※	102件

※ その他の内訳は、規制77件、租税特別措置等16件、目標管理型以外の一般分野9件

各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

事前評価

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映（このうち、予算要求に反映したものは143件）

事後評価

1. 目標管理型の政策評価（19府省196件）

反映状況		件数
施策	これまでの取組を引き続き推進	196件
	施策の改善・見直しを実施	169件 27件
予算要求	予算要求に反映	152件
機構・定員要求	機構・定員要求に反映	54件
事前分析表	測定指標等の変更	72件

2. 未着手・未了の事業を対象とした評価（4省625件）

反映状況		件数
事業	これまでの取組を引き続き推進	625件 592件
	事業の改善・見直しを実施	30件
	廃止、休止又は中止	3件
予算要求	予算要求に反映	152件

統一性又は総合性を確保するための評価（複数行政機関にまたがる政策を直接評価）

- 「地籍整備の推進」（フォローアップ）
- 「外来種対策の推進」（フォローアップ）
- 「不登校・ひきこもりのこども支援」（実施中）

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った評価を点検）

分野	点検対象（件数）	主な指摘事項
規制	法律又は政令により新設・改廃される規制に関する評価（182件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な推計が困難として定性的な記述にとどめるのではなく、一定の仮定を置いた推計や幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて費用及び効果を説明するよう指摘するとともに、費用の推計のために関連団体等に積極的にヒアリングを行うことを求めた。特に遵守費用については、定量化できない場合にはその理由を詳しく説明することを求めた。 ・ 政策のよって立つ論理を明確に説明するため、規制の導入前に生じている課題の発生原因並びに規制以外の手段及び他の規制手段を用いることによるメリット・デメリットなどを評価書において明確に記載し、当該規制手段を選択することの妥当性を説明することを求めた。 ・ 規制の検討段階等において、定量化した費用や効果といった事前評価の内容の活用を図ることを求めた。 ・ 事前評価書において、事後評価時に使用する指標（効果に関する指標のみならず、発生した遵守費用や行政費用に関する指標も含む。）を列挙するとともに、当該指標を把握する方法を明示することを求めた。
租税特別措置等	令和5年度税制改正要望に関する評価（43件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標が定量的に設定されておらず、達成目標の将来の実現状況（効果）について、算定根拠が明らかにされていない。 ・ 定量的な効果の把握・予測が不十分で、租税特別措置等が目標達成に向けて効果があるのか明らかにされていない。 ・ 過去又は将来の適用数が10件未満と僅少である租税特別措置等について、それが目標の達成に十分に寄与することが明らかにされていない。

令和4年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

令和5年6月

「令和4年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

○ 政策評価法^(注)第19条に基づき、毎年、国会に報告

(注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)

1 令和4年度における政策評価の取組

○ 政策形成・評価に関する改革の取組

社会経済の急速な変化に伴って、我が国の行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。

こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効である。そうした課題認識から、「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)の一部を変更する閣議決定を行った。

(主な内容)

1 政策効果の把握・分析機能の強化

- ・ 有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析機能を強化。そのため、画一的・統一的な制度運用を転換し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直し

2 意思決定過程での活用

- ・ 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連情報を集約することで、評価書等の質的充実を図り、意思決定過程における活用を推進

3 制度官庁の役割

- ・ 評価手法の改善や知見を随時整理・共有し、データ利活用・人材育成支援等を含め、政策評価の取組の継続的な改善を促進
- ・ 各府省での新たな評価手法の導入や意思決定過程での活用等の試行的取組を整理・分析。令和5年度内をめどに結果を「新ガイドライン」に反映し、更に各府省の取組の質を高めていく政策評価制度のPDCAサイクルを確立

今般の基本方針の変更を通じて、機動的かつ柔軟な政策展開に必要となる、政策の進捗状況の的確な把握とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくという政策評価が本来果たすべき機能を活用して新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指していく。

2 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 令和4年度の政策評価実施件数は、2,355件(令和3年度:2,227件)

○ 事前評価:1,001件

- ・ 公共事業:546件、規制:227件、研究開発:91件 等

○ 事後評価:1,354件

- ・ 目標管理型の政策評価：196 件
 - ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価：625 件
 - ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）を対象に評価：431 件 等
- (注) 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。
- 「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後5年経過しても着手していない政策（同法第7条第2項第2号イ）、政策の決定後10年経過しても完了していない政策（同法第7条第2項第2号ロ）等である。
- 「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

3 各行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価

ア 政策への反映状況

これまでの取組を引き続き推進：169 件、施策の改善・見直しを実施：27 件 等

イ 予算要求への反映状況

予算要求への反映：152 件

ウ 事前分析表の変更状況

達成すべき目標を変更：17 件、測定指標を変更：64 件、達成手段を変更：17 件 等

○ 未着手・未了の事業を対象とした政策評価

これまでの取組を引き続き推進：592 件、事業の改善・見直しを実施：30 件 等

4 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

○ 統一性又は総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）

- ・ 「地籍整備の推進」（フォローアップ）
- ・ 「外来種対策の推進」（フォローアップ）
- ・ 「不登校・ひきこもりのこども支援」（評価を実施中）

○ 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）

【規制に係る政策評価の点検】

各行政機関が令和3年度に行った規制に係る政策評価のうち、法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした182件（事前評価104件、事後評価78件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関に通知・公表した。

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

各行政機関が行った令和5年度税制改正要望に係る政策評価43件（事前評価43件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関及び税制当局に通知・公表した。

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、同法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、同法第 19 条の規定に基づき、令和 4 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 21 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 令和 4 年度における政策評価の取組」において、令和 4 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和 4 年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

最後に、「Ⅳ 政策評価制度に関する主な経緯」において、平成 9 年度以降の政策評価制度に関する主な経緯を、年度ごとに順を追って記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	5
3 政策評価の方式等-----	6
II 令和4年度における政策評価の取組	
1 政策形成・評価に関する改革の取組-----	7
2 その他の取組-----	8
III 政策評価等に関する計画、令和4年度の実施状況等（政府全体の状況）	
1 各行政機関が行う政策評価-----	11
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	44
IV 政策評価制度に関する主な経緯-----	57

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、令和4年度に評価書が公表されたものである。

* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r04houkoku-3.html) に掲載している。

* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html) において、一元的に閲覧・利用することが可能である。

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

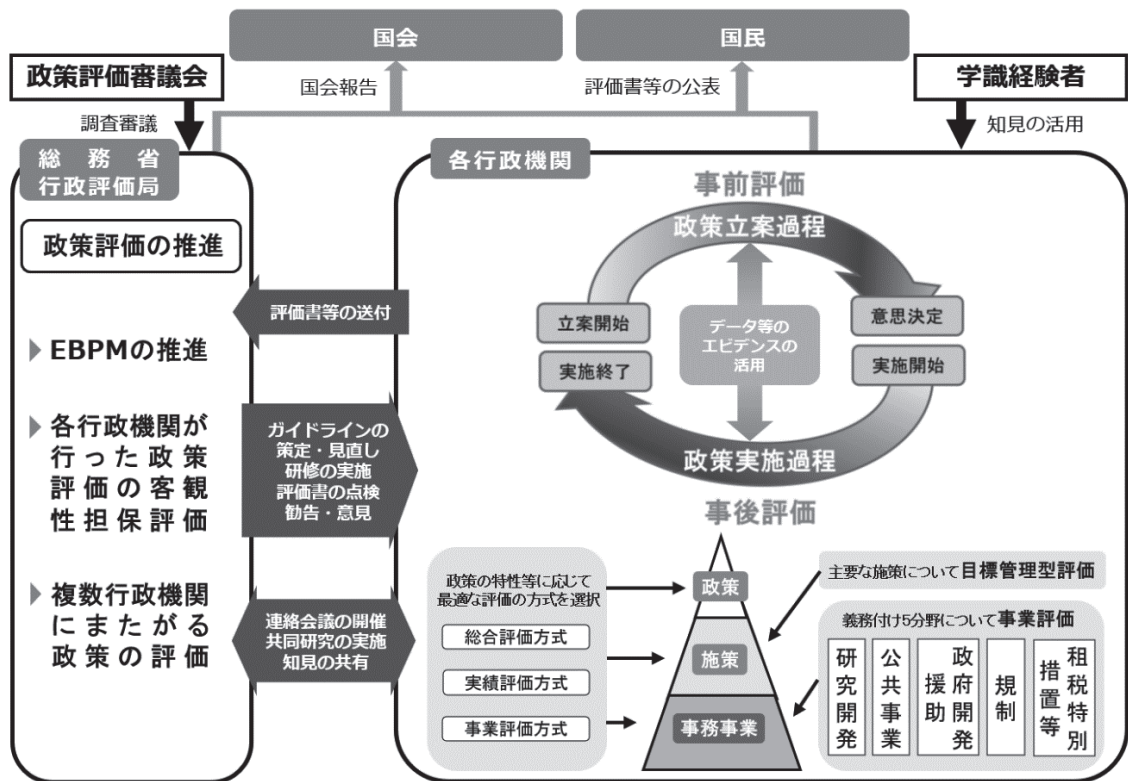
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【後記IV（57ページ以下）参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切

に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（1）-ア（11ページ以下）参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ-1-（1）-イ-ア（11ページ以下）参照】

(ウ) 事後評価の実施

行政機関は、上記(ア)で策定した基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならないとされており、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものである。

【後記Ⅲ-1-（1）-イ-イ（11ページ以下）参照】

(エ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

(オ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（3）（18ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (44 ページ以下) 参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は2以上の行政機関の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -ア (45 ページ以下) 参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -イ (55 ページ以下) 参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価審議会

総務省に設置されている審議会であり、法の規定に基づき、総務大臣は、政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）の策定・変更に当たっては、その案をこの審議会の意見を聴いて作成することとされている。

このほか次に掲げる事項について調査審議すること及びこれらの事項に関し、総務大臣に意見を述べることをつかさどっている。

- ・ 政策評価に関する基本的事項
- ・ 統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項
- ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視に関する重要事項

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の基本方針の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は約 4,000 件となった。

平成 20 年度は約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）以上が経過しているものについての評価）の実施時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成 21 年度以降は、国土交通省における上記再評価の実施時期が到来したものが少なかったこと等から、2,000 件台で推移しており、令和 4 年度は 2,355 件となっている。

【後記Ⅳ（57 ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降令和 4 年度までに、33 テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

【後記Ⅳ（57 ページ以下）参照】

(4) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

【後記Ⅳ（57 ページ以下）参照】

2 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

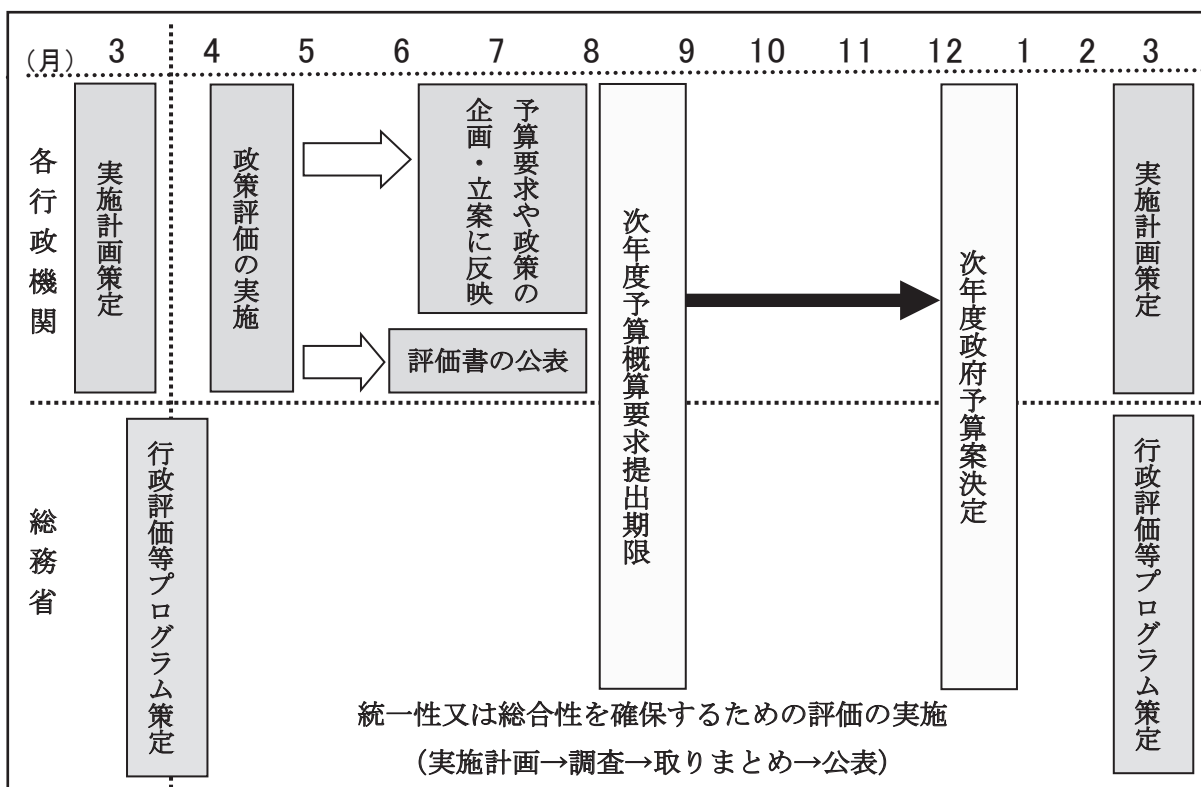
政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限までに多く実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (44 ページ以下) 参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



3 政策評価の方式等

(1) 評価の三方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

図3 政策評価の代表的な評価方式

	対 象	時 点	目的・狙い	方 法
事業 評価 方式	個々の事務事業 が中心、施策も 対象となる	事前 必要に応じ事後 検証	事業等の採否、 選択等に資する 見地	あらかじめ期待 される政策効果 やそれらに要する 費用等を推計・ 測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的・継続的 に実績測定、 目標期間終了 時に達成度を 評価	政策等の不断の 見直しや改善に 資する見地	あらかじめ政策 効果に注目した 達成すべき目標 を設定し、目標 の達成度合いに ついて評価
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政策・施策)	事後 一定期間経過後 が中心	問題点を把握し、 その原因を分析 するなど総合的 に評価	政策効果の発現 状況を様々な角度 から掘り下げて 分析するなど 総合的に評価

(2) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いている。

【後記Ⅲ-1-(2)-イ (16 ページ以下) 参照】

Ⅱ 令和4年度における政策評価の取組

1 政策形成・評価に関する改革の取組

社会経済の急速な変化に伴って、我が国の行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効である。

そうした課題認識から、政策評価審議会（会長：岡素之 住友商事株式会社特別顧問。以下「審議会」という。）において、政策評価制度の改革の方向について議論を行い、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」（令和4年5月31日政策評価審議会）が取りまとめられた。

提言の実現に向け、令和4年6月、総務大臣から審議会に対し、具体的方策についての諮問を行い、同年12月には、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する答申」（令和4年12月21日政策評価審議会。以下「審議会答申」という。）が取りまとめられた。

審議会答申を踏まえ、令和5年3月、各府省が政策評価の計画を策定する際の指針を定める基本方針の一部を変更する閣議決定を行った（図1）。

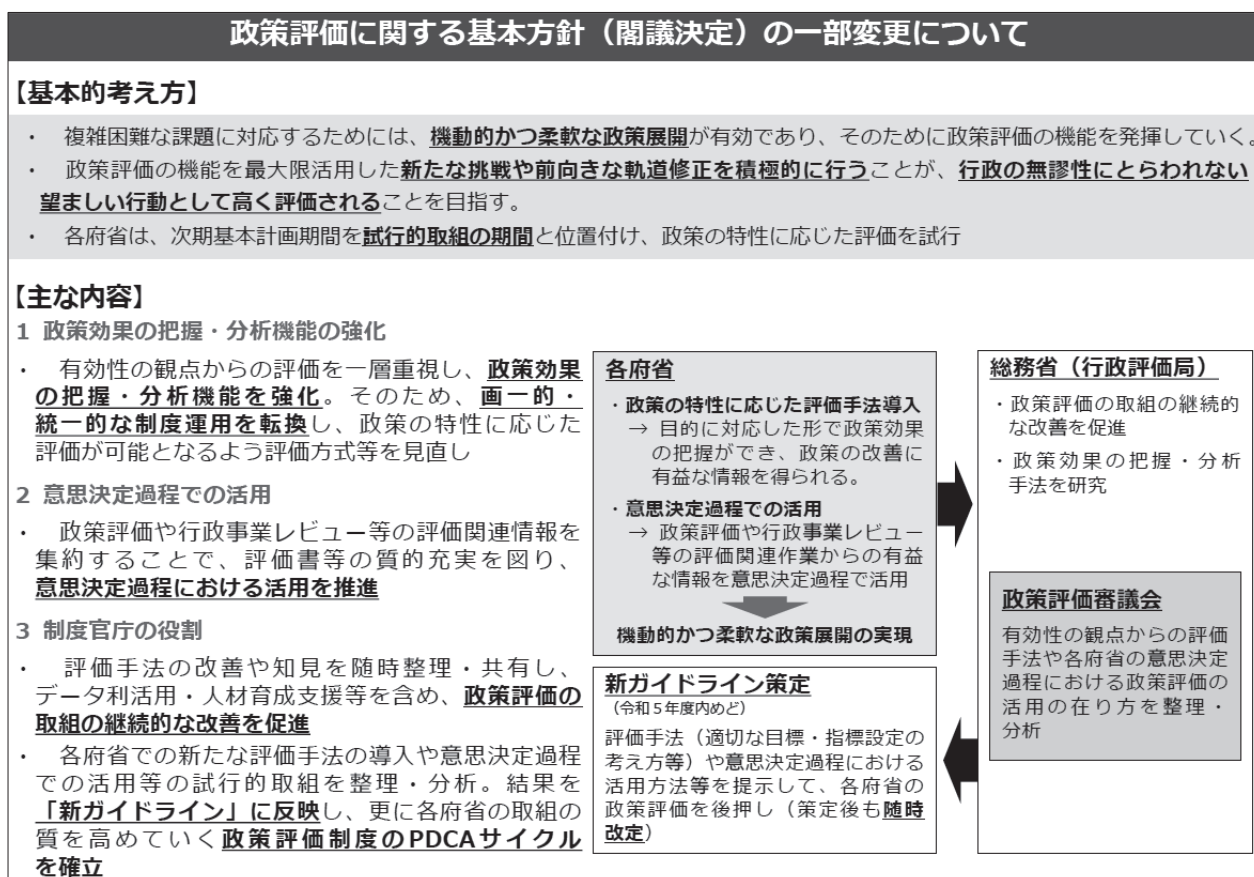
今般の基本方針の変更では、機動的かつ柔軟な政策展開に必要となる、政策の進捗状況の的確な把握とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくという政策評価が本来果たすべき機能を活用して新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指すべき姿として位置付けた。今後、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能を強化するために、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むこと、政策評価により得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用することを推進することとしている。

そして、①有効性の観点からの評価を充実させるためには、政策の特性に応じた指標の設定や分析手法の選択が必要であり、従来採用してきた評価手法にとらわれることなく、時代の変化に応じた新たな評価手法を模索していくことが重要であることから、画一的・統一的な制度運用を転換し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直すとともに、②政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の意思決定過程における活用の在り方について、評価関連情報を集約することで、評価書等の質的充実を図り、意思決定過程における活用を推進することとした。また、各府省の長が基本方針を踏まえて初めて策定する基本計画の期間を試行的取組の期間と位置付け、各府省における新たな評価手法の導入などの創意工夫の余地を拡大することとした。

総務省は、実例を基に、様々な分析手法を活用しながら政策効果の把握・分析を実践し、実務上の課題を整理し、分析手法についての知見や実践的ノウハウを蓄積・整理していく。その際、意思決定に必要となる「エビデンスの水準」や分析手法等について、審議会での議論も踏まえて整理を行い、令和5年度内をめどに、技術的なガイドラインを策定する。その後も随時見直しを行い、政策評価の品質を高める観点から、政策評価制度のPDCAサイクルを回すことにより各府省における政策評価の取組の継続的な改善を促進する役割を果たす。

また、各府省における政策効果の把握・分析のための統計の整備やデータ利活用の技術的支援に取り組むとともに、各府省の政策評価の取組の質を高める人材の育成を図るため、蓄積した知見・ノウハウをいかして政策評価・立案能力の向上に資する実践的な研修の実施、各府省の職員が通年で視聴できるWeb講座の仕組みの導入に取り組んでいく。

図1 基本方針の一部を変更する閣議決定の概要



2 その他の取組

(1) 実証的共同研究

総務省行政評価局では、平成30年度から、各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、EBPMの実践を後押しするため、各府省及び学識経験者と連携して実証的共同研究（以下「共同研究」という。）を実施している。

（「刑務所における就労支援希望の申し出促進策」に関する研究（令和4年度実施）の概要）

我が国では、再入所者のうち約7割が再犯時に無職であるなど、就労は再犯防止に極めて重要であり、法務省は、受刑者の就労支援を行っているが、稼働能力があり、出所後の就労先の見込みがないにもかかわらず就労支援を受けない者もいることが課題となっている。

本共同研究では、就労支援が周知されてから受刑者が就労支援を受けるまでのポ

トルネック等を把握し、就労支援を受けることを促す効果的な取組を検討し、試行的に実施してその効果を把握・分析し、今後の就労支援の取組に関する示唆を得ることを目的とした。

まず、ボトルネック等の把握のため、施設職員等にヒアリングを行った結果、受刑者が就労支援を受けない理由として、就労支援の理解が十分でない者や出所後の就労の見通しが甘い者がいること等を把握した。

この結果を踏まえ、このような者に対応した「就労支援を受けた方が良い理由」を記載したチラシを作成し、チラシを配布する群と配布しない群に分けてチラシの効果を検証した。その結果、当該チラシには理解促進に一定の効果があることを確認した。一方、就労支援を受ける意欲を向上させられるかどうかは分からなかった。

他方、本共同研究を通じて、就労支援を受けない者へのアプローチ方法など、就労支援を受けることの促進に関する様々な示唆も得られた。また、E B P Mの実践に当たっては、分析の結果だけにとらわれることなく、施策の見直しや改善に向けたヒントが得られる貴重な機会として取り組んでいくことが重要である等の示唆が得られた。

詳細は、総務省ホームページ（総務省行政評価局が取り組むE B P M）参照
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html)

(2) 各府省の政策評価担当者等に対する研修

総務省は、政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、各府省や地方公共団体の政策評価担当者等を対象として、政策評価に関する研修（政策評価に関する統一研修）を毎年度実施している。

（令和4年度政策評価に関する統一研修の概要）

令和4年度は、審議会答申などの一連の政策評価制度の見直しに関し、社会が激変する時代において直面する課題を解決するための的確で迅速な政策評価とその政策への反映などについて解説を行ったほか、中央統計機構（総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所等）の協力の下で、政策の企画立案に積極的に活用するデータ駆動型アプローチや、POSデータ（Point of Sales：販売時点情報）などのビッグデータについてなど、今後の政策評価を行う上で参考となる情報の提供を行った。

詳細は、総務省ホームページ（政策評価に関する研修等）参照
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_forum.html)

Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和4年度の実施状況等 (政府全体の状況)

1 各行政機関が行う政策評価

(1) 政策評価に関する計画の策定状況

ア 基本計画及び実施計画の計画期間

各行政機関は、法第6条第1項において、基本計画（3年以上5年以下の期間ごと）の策定が義務付けられており、また、法第7条第1項において、実施計画（1年ごと）の策定が義務付けられている。

各行政機関が定める基本計画及び実施計画の計画期間の設定状況については、表1のとおりとなっており、基本計画の計画期間については、5年と定めている機関が20機関、4年と定めている機関が1機関、3年と定めている機関が2機関となっている。また、実施計画の計画期間については、令和4年度の実施計画を定めている全ての機関で、会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。

イ 政策評価の実施に関する事項

(7) 事前評価

各行政機関は、基本計画において、法第6条第2項第5号に基づき定める事前評価の対象とする政策について、法第9条等で実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）のほか、義務付けられていない政策についても事前評価の実施又は実施に努める旨を定めている。

(4) 事後評価

各行政機関は、毎年定めている実施計画において、法第7条第2項に基づき事後評価の対象とする政策及びその政策ごとの評価方式について定めている。事後評価の対象とする政策は、各行政機関の任務を達成する上で主要な政策として基本計画に掲げる政策、未着手及び未了の政策並びに実施計画の期間内において事後評価の対象としようとする政策である。

(表1)

(注) 各行政機関の計画の策定状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/fusyoku_keikaku.html) 参照

表1 基本計画及び実施計画の策定状況

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
5年	内閣府			■		◄→	■			
	宮内庁					◄→	■	■	■	■
	国家公安委員会・警察庁	■				◄→	■			
	個人情報保護委員会	■				◄→	■			
	カジノ管理委員会			■		◄→	■			
	金融庁					◄→	■	■	■	■
	消費者庁	■				◄→	■			
	デジタル庁				■	◄→	■	■	■	■
	復興庁				■	◄→	■	■	■	■
	総務省	■				◄→	■			
	法務省		■			◄→	■			
	外務省	■				◄→	■			
	財務省	■				◄→	■			
	文部科学省	■				◄→	■			
	厚生労働省					◄→	■	■	■	■
	農林水産省			■		◄→	■			
	国土交通省		■			◄→	■			
	環境省				■	◄→	■	■	■	■
	原子力規制委員会			■		◄→	■			
	防衛省		■			◄→	■			
4年	公正取引委員会		■			◄→	■			
3年	公害等調整委員会			■		◄→	■			
	経済産業省			■		◄→	■			

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。

2 「■」は基本計画の計画期間、「◄→」は実施計画の計画期間を表す。

(2) 政策評価の実施状況

ア 政策評価の実施件数等

各行政機関において行われた政策評価の実施件数及びその対象とした政策は、表 2 のとおりとなっており、評価実施件数の合計は 2,355 件である（令和 3 年度：2,227 件）。これを事前評価、事後評価別にみると図 1 のとおりとなっており、その内容は以下のとおりである。

(7) 事前評価

事前評価は 1,001 件であり、対象別の実施状況は図 2 のとおりとなっている。

法第 9 条等で実施が義務付けられている特定 5 分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。）を対象としたものは 994 件となっており、上位 3 分野の件数をみると、公共事業を対象とした評価が最も多く 546 件、次いで規制を対象とした評価が 227 件、研究開発を対象とした評価が 91 件となっている。

(イ) 事後評価

事後評価は 1,354 件であり、対象別の実施状況は図 3 のとおりとなっている。

未着手・未了の事業^(注1)（公共事業、政府開発援助等）を対象としたものが最も多く 625 件、次いで完了後・終了時の事業等^(注2)（研究開発、公共事業等）を対象としたものが 431 件、一般分野の政策^(注3)を対象とした目標管理型の政策評価^(注4)（実績評価方式）が 196 件となっている。

（表 2、図 1、図 2、図 3）

(注) 1 「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後 5 年経過しても着手していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）、政策の決定後 10 年経過しても完了していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）及び各行政機関が政策決定から完了までの間に評価を実施した政策である。

2 「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

3 「一般分野の政策」とは、法等において事前評価が義務付けられている特定 5 分野（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を除く政策をいう。

4 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。

表2 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

（単位：件）

行政機関名	事前評価						事後評価						小計	合計								
	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	小計	研究開発	公共事業	政府開発 援助	租税特別 措置等	一般分野			完了後・終了時 公共事業	一般分野						
																	実施中の政策（未着手・未了除く）		未着手・未了		完了後・終了時	
																	目標管理 型の政策 評価	一般分野 目録管理 型以外の 政策評価	規制	租税特別 措置等	研究開発	公共事業
内閣府	0	0	0	3	3	0	6	5	0	0	0	0	0	0								
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1								
公正取引委員会	0	0	0	1	0	0	1	4	0	0	0	0	0	4								
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	14	0	0	14	5	0	0	0	0	0	5								
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5								
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1								
金融庁	0	0	0	17	3	0	20	14	0	13	0	0	0	27								
消費者庁	0	0	0	4	0	0	4	10	0	2	0	0	0	12								
デジタル庁	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1								
復興庁	0	0	0	0	1	0	1	4	0	0	0	0	0	4								
総務省	2	0	0	12	6	0	20	6	0	8	0	0	3	17								
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
法務省	0	0	0	0	0	4	4	9	1	4	0	0	0	15								
外務省	0	0	42	0	0	0	42	4	0	0	0	0	25	29								
財務省	0	0	0	3	1	0	4	30	0	1	1	0	0	32								
文部科学省	2	0	0	9	1	0	12	7	0	0	0	0	0	7								
厚生労働省	28	3	0	32	8	0	71	14	2	0	1	0	264	289								
農林水産省	4	204	0	27	13	0	248	3	1	1	9	0	111	202								
経済産業省	17	0	0	26	25	0	68	26	0	5	2	0	0	33								
国土交通省	24	339	0	77	22	3	465	0	4	37	1	1	480	609								
環境省	0	0	0	9	2	0	11	21	0	4	2	0	0	27								
原子力規制委員会	0	0	0	2	0	0	2	5	0	3	0	0	0	8								
防衛省	14	0	0	0	3	0	17	23	0	0	0	0	0	23								
計	91	546	42	227	88	7	1,001	196	9	77	16	1	599	1,354								
				994				298					625	2,355								
													431									

(注) 1 「事前評価」については、法第9条等の規定により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施したものが含まれる（以下表4において同じ。）。

2 「事前評価」及び「事後評価」の「規制」欄については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合は、当該複数の評価の数を実施件数として計上した（以下表4において同じ。）。

また、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、各行政機関の内訳を合計した数と「計」欄の数は一致しない。

図1 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

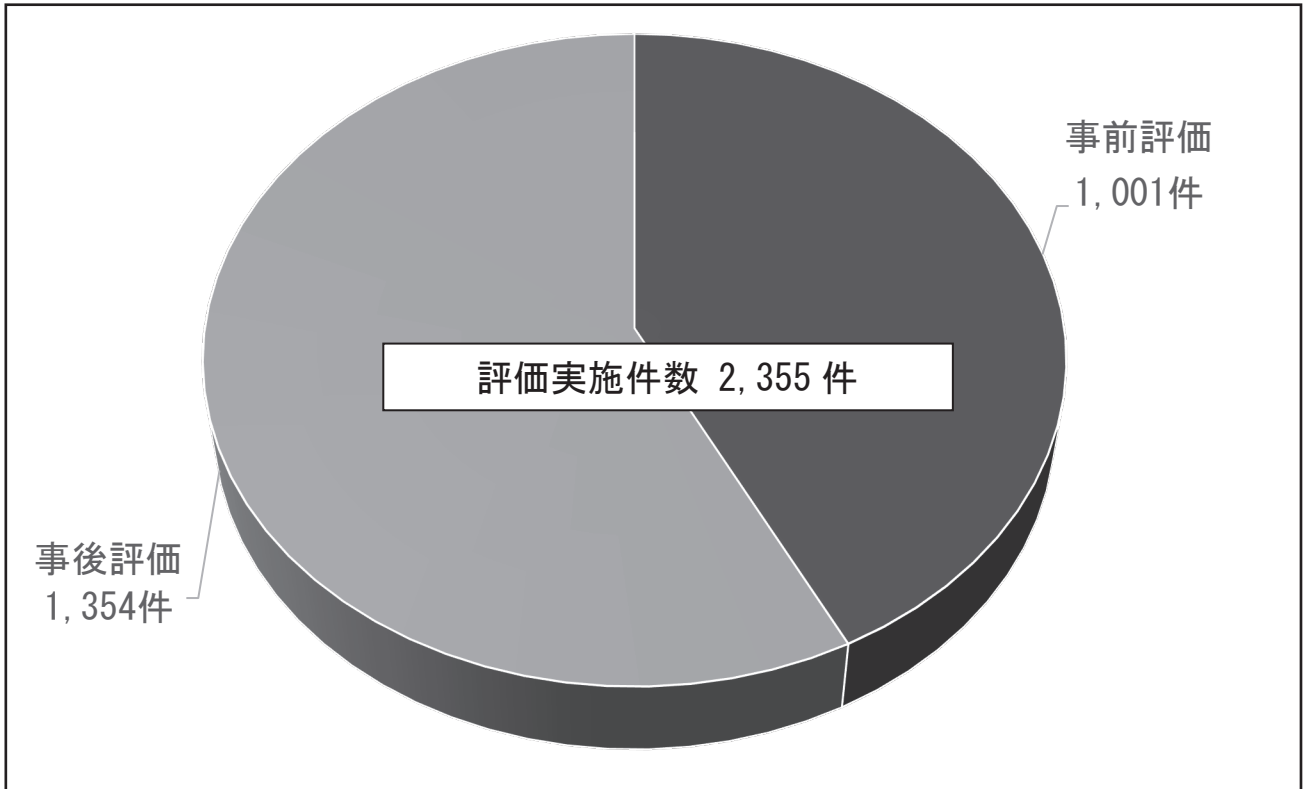


図2 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

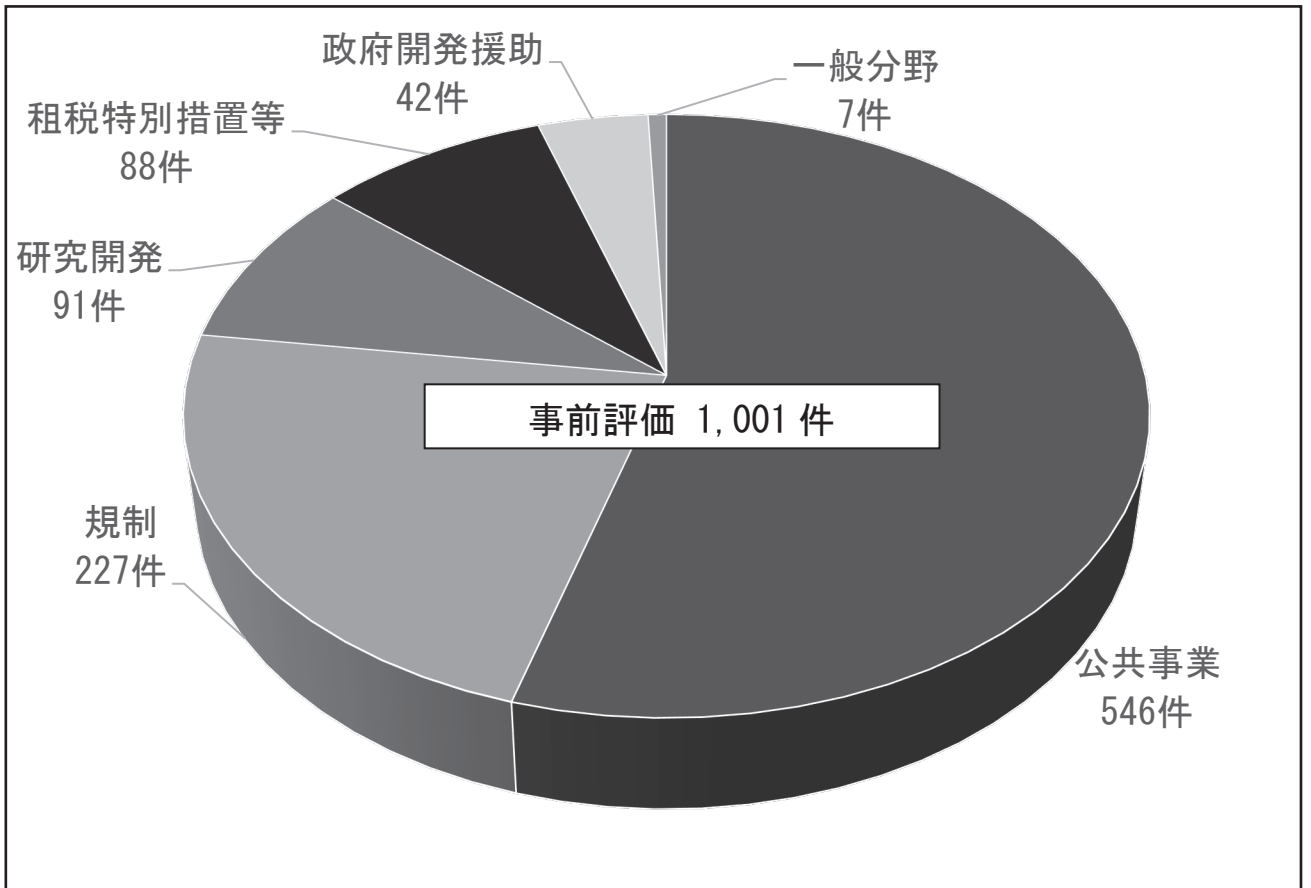
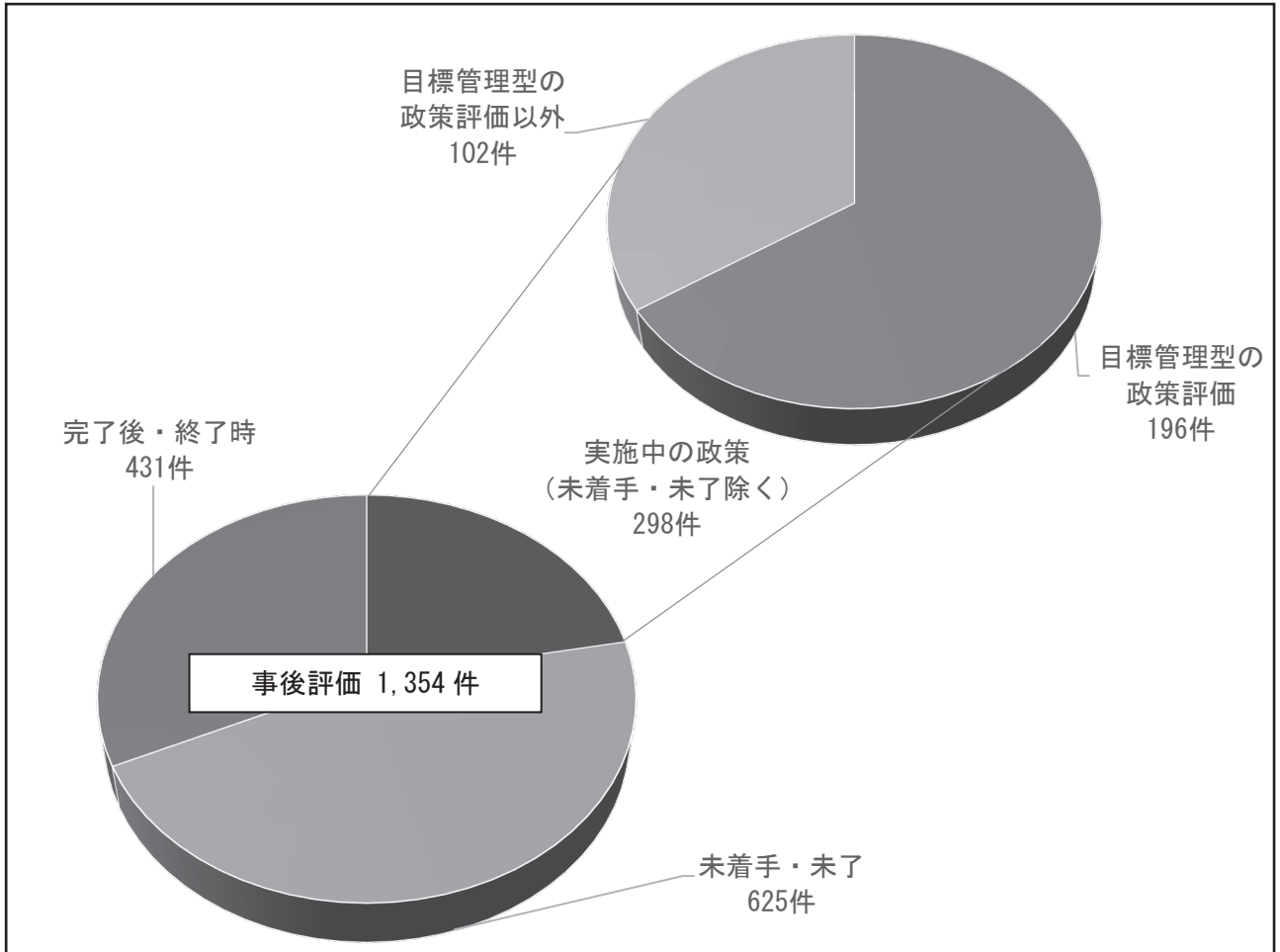


図3 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



イ 目標管理型の政策評価（実績評価方式）の結果

- (ア) 目標管理型の政策評価は、評価対象施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の5区分で目標の達成度合いを明示することとされている（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）3(1)）。
- (イ) 各行政機関において行われた目標管理型の政策評価の合計は196件となっている。共通5区分による評価結果の状況をみると、表3のとおり、「目標超過達成」が0件（0.0%）、「目標達成」が53件（27.0%）、「相当程度進展あり」が131件（66.8%）、「進展が大きくない」が11件（5.6%）、「目標に向かっていない」が1件（0.5%）となっており、「相当程度進展あり」以上の割合は、93.9%となっている。また、全ての評価結果を「相当程度進展あり」以上としている機関は、令和4年度に目標管理型の政策評価を実施している19機関中13機関となっている。

（表3）

表3 共通5区分による評価結果の状況

(単位：件)

行政機関名	目標超過 達成	目標達成	相当程度 進展あり	進展が大 きくない	目標に向 かってい ない	計
内閣府	0	1	3	1	0	5
宮内庁	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	0	1	3	0	0	4
国家公安委員会・ 警察庁	0	0	4	0	1	5
個人情報保護委員会	0	2	3	0	0	5
カジノ管理委員会	0	1	0	0	0	1
金融庁	0	7	7	0	0	14
消費者庁	0	4	6	0	0	10
デジタル庁	—	—	—	—	—	—
復興庁	0	1	3	0	0	4
総務省	0	2	4	0	0	6
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
法務省	0	3	5	1	0	9
外務省	0	0	4	0	0	4
財務省	0	17	9	4	0	30
文部科学省	0	4	3	0	0	7
厚生労働省	0	1	9	4	0	14
農林水産省	0	0	3	0	0	3
経済産業省	0	3	22	1	0	26
国土交通省	0	0	0	0	0	0
環境省	0	3	18	0	0	21
原子力規制委員会	0	3	2	0	0	5
防衛省	0	0	23	0	0	23
計	0 (0.0%)	53 (27.0%)	131 (66.8%)	11 (5.6%)	1 (0.5%)	196 (100%)

(注) 1 宮内庁及びデジタル庁は、令和4年度においては、目標管理型の政策評価の対象となる政策がないため、評価を実施していない。

2 公害等調整委員会及び国土交通省は、令和4年度においては、全施策についてあらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定（モニタリング）を実施しているが、評価は実施していない。

3 () 内の数値は、小数点第二位を四捨五入しているため、合計値は一致しない。

(3) 政策評価の結果の政策への反映状況

ア 政策評価結果を踏まえた予算要求等への反映

各行政機関が行った政策評価結果の政策への反映状況については、表 4 のとおりとなっている。

(7) 事前評価

事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしており、このうち予算要求に反映したものは、143 件となっている。

(4) 事後評価

事後評価が行われた政策については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが 862 件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたものが 57 件、予算要求に反映したものが 307 件、機構・定員要求に反映したものが 54 件（機構要求 15 件、定員要求 54 件）となっている。

このうち、目標管理型の政策評価（196 件）及び未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象とした評価（625 件）の評価結果の政策への反映状況は、次のとおりである。

i) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが 169 件、評価対象施策の改善・見直しを実施することとしたものが 27 件（重点化等 27 件、一部の廃止、休止又は中止 2 件）^(注1)、予算要求に反映したものが 152 件となっている。

また、評価結果を踏まえた事前分析表の変更状況をみると、「達成すべき目標」を変更したものは 17 件、「測定指標」を変更したものは 64 件、「達成手段」を変更したものは 17 件などとなっている。

ii) 未着手・未了の事業を対象とした評価

未着手・未了の事業を対象とした評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが 592 件、評価対象事業の改善・見直しを実施することとしたものが 30 件（重点化等 29 件、一部の廃止、休止又は中止 1 件）^(注1)、予算要求に反映したものが 152 件となっている。

また、評価対象事業を休止又は中止することとしたものは、表 5 のとおり、3 行政機関の 3 事業（公共事業 2 件、政府開発援助 1 件）であり、総事業費は約 59.0 億円、残事業費は約 30.5 億円となっている。

なお、法が施行された平成 14 年度から令和 4 年度までの 21 年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表 6 のとおり、合計 332 事業、総事業費の合計は約 5 兆 7,325 (5 兆 6,919) 億円^(注2)となっている。

(表 4、表 5、表 6)

- (注) 1 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
- 2 平成 28 年度における国土交通省の 1 事業はダム検証を進めるに当たり、A 案と B 案の二つの案を検討対象としていた。そのため、() 外の数値は A 案の場合のもの、() 内の数値は B 案の場合のものとなっている。

表4 政府全体の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	91	546	42	227	88	7	1,001
政策評価の結果の政策への反映状況	91	546	42	227	88	7	1,001
予算要求への反映	75	19	42	0	0	7	143
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	196	9	77	16	625	923	431	1,354	
政策評価の結果の政策への反映状況	196	9	77	16	625	923			
これまでの取組を引き続き推進	169	9	77	15	592	862			
評価対象政策の改善・見直しを実施	27	0	0	0	30	57			
評価対象政策の重点化等	27	0	0	0	29	56			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	2	0	0	0	1	3			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	1	3	4			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	152	1	2	0	152	307			
機構・定員要求への反映	54	0	0	0	0	54			
機構要求への反映	15	0	0	0	0	15			
定員要求への反映	54	0	0	0	0	54			
事前分析表の変更	72								
達成すべき目標を変更	17								
測定指標を変更	64								
達成手段を変更	17								
その他の変更	12								
事前分析表の変更なし	112								
未定・検討中等	12								

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
- 2 「事前評価」及び「事後評価」の「評価実施件数」のうち「規制」の件数は、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、表4-1から4-22までを合計した数とは一致しない。
- 3 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
- 4 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 5 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 6 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 7 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
- 9 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
- 10 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
- 11 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
- 12 公害等調整委員会は、令和4年度の評価対象政策がないため、行政機関別の表は作成していない。
- 13 各行政機関における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r04houkoku-3.html）参照

表4-1 内閣府の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	3	3	0	6
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	3	3	0	6
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型 の政策 評価	目標管理 型以外の 政策評価						
評価実施件数	5	0	0	0	0	5	0	5
政策評価の結果の政策への反映状況	5	0	0	0	0	5		
これまでの取組を引き続き推進	5	0	0	0	0	5		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	4	0	0	0	0	4		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	0							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	5							
未定・検討中等	0							

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869616.pdf）参照

表4-2 宮内庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	0	1	0	0	0	1	0	1
政策評価の結果の政策への反映状況	0	1	0	0	0	1		
これまでの取組を引き続き推進	0	1	0	0	0	1		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	0							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	0							

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000869617.pdf) 参照

表4-3 公正取引委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	1	0	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	4	0	0	0	0	4	0	4
政策評価の結果の政策への反映状況	4	0	0	0	0	4		
これまでの取組を引き続き推進	4	0	0	0	0	4		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	4	0	0	0	0	4		
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	0	2		
機構要求への反映	1	0	0	0	0	1		
定員要求への反映	2	0	0	0	0	2		
事前分析表の変更	0							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	4							
未定・検討中等	0							

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000869618.pdf) 参照

表4-4 国家公安委員会・警察庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 （事前評価）（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	14	0	0	14
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	14	0	0	14
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	5	0	0	0	0	5	0	5	
政策評価の結果の政策への反映状況	5	0	0	0	0	5			
これまでの取組を引き続き推進	4	0	0	0	0	4			
評価対象政策の改善・見直しを実施	1	0	0	0	0	1			
評価対象政策の重点化等	1	0	0	0	0	1			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	5	0	0	0	0	5			
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	0	2			
機構要求への反映	1	0	0	0	0	1			
定員要求への反映	2	0	0	0	0	2			
事前分析表の変更	2								
達成すべき目標を変更	2								
測定指標を変更	2								
達成手段を変更	2								
その他の変更	2								
事前分析表の変更なし	3								
未定・検討中等	0								

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000869619.pdf) 参照

表4-5 個人情報保護委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	5	0	0	0	0	5	0	5	
政策評価の結果の政策への反映状況	5	0	0	0	0	5			
これまでの取組を引き続き推進	5	0	0	0	0	5			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	5	0	0	0	0	5			
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	1			
機構要求への反映	1	0	0	0	0	1			
定員要求への反映	1	0	0	0	0	1			
事前分析表の変更	5								
達成すべき目標を変更	4								
測定指標を変更	4								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	0								

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869620.pdf）参照

表4-6 カジノ管理委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型 の政策 評価	目標管理型 以外の 政策評価						
評価実施件数	1	0	0	0	0	1	0	1
政策評価の結果の政策への反映状況	1	0	0	0	0	1		
これまでの取組を引き続き推進	1	0	0	0	0	1		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	1	0	0	0	0	1		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	1							
達成すべき目標を変更	1							
測定指標を変更	1							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	0							

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869621.pdf）参照

表4-7 金融庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	17	3	0	20
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	17	3	0	20
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	14	0	13	0	0	27	0	27	
政策評価の結果の政策への反映状況	14	0	13	0	0	27			
これまでの取組を引き続き推進	14	0	13	0	0	27			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	11	0	0	0	0	11			
機構・定員要求への反映	7	0	0	0	0	7			
機構要求への反映	4	0	0	0	0	4			
定員要求への反映	7	0	0	0	0	7			
事前分析表の変更	12								
達成すべき目標を変更	5								
測定指標を変更	10								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	2								
未定・検討中等	0								

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
- 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
- 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
- 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
- 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
- 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
- 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000869622.pdf) 参照

表4-8 消費者庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	4	0	0	4
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	4	0	0	4
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	10	0	2	0	0	12	0	12
政策評価の結果の政策への反映状況	10	0	2	0	0	12		
これまでの取組を引き続き推進	10	0	2	0	0	12		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	10	0	2	0	0	12		
機構・定員要求への反映	9	0	0	0	0	9		
機構要求への反映	2	0	0	0	0	2		
定員要求への反映	9	0	0	0	0	9		
事前分析表の変更	8							
達成すべき目標を変更	2							
測定指標を変更	7							
達成手段を変更	5							
その他の変更	2							
事前分析表の変更なし	2							
未定・検討中等	0							

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
- 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
- 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
- 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
- 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
- 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
- 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000869623.pdf) 参照

表4-9 デジタル庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	1	0	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0	
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	/	
これまでの取組を引き続き推進	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	0							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	0							

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
- 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
- 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
- 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
- 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
- 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
- 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869624.pdf）参照

表4-10 復興庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	1	0	1
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	1	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型 の政策 評価	目標管理型 以外の 政策評価						
評価実施件数	4	0	0	0	0	4	0	4
政策評価の結果の政策への反映状況	4	0	0	0	0	4		
これまでの取組を引き続き推進	4	0	0	0	0	4		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	3	0	0	0	0	3		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	1		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	1	0	0	0	0	1		
事前分析表の変更	0							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	4							
未定・検討中等	0							

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869625.pdf）参照

表4-11 総務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	2	0	0	12	6	0	20
政策評価の結果の政策への反映状況	2	0	0	12	6	0	20
予算要求への反映	2	0	0	0	0	0	2
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型 の政策 評価	目標管理型 以外の 政策評価						
評価実施件数	6	0	8	0	0	14	3	17
政策評価の結果の政策への反映状況	6	0	8	0	0	14		
これまでの取組を引き続き推進	6	0	8	0	0	14		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	5	0	0	0	0	5		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	6							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	6							
達成手段を変更	5							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	0							

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869626.pdf）参照

表4-12 法務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	4	4
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	4	4
予算要求への反映	0	0	0	0	0	4	4
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型 の政策 評価	目標管理型 以外の 政策評価						
評価実施件数	9	1	4	0	0	14	1	15
政策評価の結果の政策への反映状況	9	1	4	0	0	14		
これまでの取組を引き続き推進	9	1	4	0	0	14		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	9	1	0	0	0	10		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	0							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	9							

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869627.pdf）参照

表4-13 外務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	42	0	0	0	42
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	42	0	0	0	42
予算要求への反映	0	0	42	0	0	0	42
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	4	0	0	0	25	29	0	29	
政策評価の結果の政策への反映状況	4	0	0	0	25	29			
これまでの取組を引き続き推進	4	0	0	0	23	27			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	1	1			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	1	1			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	1	1			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	2	0	0	0	25	27			
機構・定員要求への反映	4	0	0	0	0	4			
機構要求への反映	3	0	0	0	0	3			
定員要求への反映	4	0	0	0	0	4			
事前分析表の変更	2								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	2								
達成手段を変更	1								
その他の変更	2								
事前分析表の変更なし	2								
未定・検討中等	0								

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869628.pdf）参照

表4-14 財務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	3	1	0	4
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	3	1	0	4
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型 の政策 評価	目標管理 型以外の 政策評価						
評価実施件数	30	0	1	1	0	32	0	32
政策評価の結果の政策への反映状況	30	0	1	1	0	32		
これまでの取組を引き続き推進	30	0	1	1	0	32		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	18	0	0	0	0	18		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	1		
機構要求への反映	1	0	0	0	0	1		
定員要求への反映	1	0	0	0	0	1		
事前分析表の変更	0							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	30							
未定・検討中等	0							

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
- 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
- 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
- 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
- 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
- 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
- 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
- 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000869629.pdf) 参照

表4-15 文部科学省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	2	0	0	9	1	0	12
政策評価の結果の政策への反映状況	2	0	0	9	1	0	12
予算要求への反映	2	0	0	0	0	0	2
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	7	0	0	0	0	7	0	7	
政策評価の結果の政策への反映状況	7	0	0	0	0	7			
これまでの取組を引き続き推進	4	0	0	0	0	4			
評価対象政策の改善・見直しを実施	3	0	0	0	0	3			
評価対象政策の重点化等	3	0	0	0	0	3			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	2	0	0	0	0	2			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	6	0	0	0	0	6			
機構・定員要求への反映	3	0	0	0	0	3			
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0			
定員要求への反映	3	0	0	0	0	3			
事前分析表の変更	6								
達成すべき目標を変更	1								
測定指標を変更	6								
達成手段を変更	3								
その他の変更	1								
事前分析表の変更なし	1								
未定・検討中等	0								

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869630.pdf）参照

表4-16 厚生労働省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	28	3	0	32	8	0	71
政策評価の結果の政策への反映状況	28	3	0	32	8	0	71
予算要求への反映	28	3	0	0	0	0	31
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型 の政策 評価	目標管理型 以外の 政策評価						
評価実施件数	14	2	0	1	8	25	264	289
政策評価の結果の政策への反映状況	14	2	0	1	8	25		
これまでの取組を引き続き推進	14	2	0	1	7	24		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	1	1		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	14	0	0	0	7	21		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	11							
達成すべき目標を変更	1							
測定指標を変更	8							
達成手段を変更	0							
その他の変更	5							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	3							

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869631.pdf）参照

表4-17 農林水産省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	4	204	0	27	13	0	248
政策評価の結果の政策への反映状況	4	204	0	27	13	0	248
予算要求への反映	4	10	0	0	0	0	14
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型 の政策 評価	目標管理型 以外の 政策評価						
評価実施件数	3	1	1	9	111	125	77	202
政策評価の結果の政策への反映状況	3	1	1	9	111	125		
これまでの取組を引き続き推進	3	1	1	8	81	94		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	29	29		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	29	29		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	1	1	2		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	3	0	0	0	110	113		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	2							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	2							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	1							
未定・検討中等	0							

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000869632.pdf) 参照

表4-18 経済産業省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	17	0	0	26	25	0	68
政策評価の結果の政策への反映状況	17	0	0	26	25	0	68
予算要求への反映	17	0	0	0	0	0	17
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	26	0	5	2	0	33	0	33	
政策評価の結果の政策への反映状況	26	0	5	2	0	33			
これまでの取組を引き続き推進	26	0	5	2	0	33			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	26	0	0	0	0	26			
機構・定員要求への反映	16	0	0	0	0	16			
機構要求への反映	2	0	0	0	0	2			
定員要求への反映	16	0	0	0	0	16			
事前分析表の変更	5								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	5								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	21								
未定・検討中等	0								

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869634.pdf）参照

表4-19 国土交通省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	24	339	0	77	22	3	465
政策評価の結果の政策への反映状況	24	339	0	77	22	3	465
予算要求への反映	8	6	0	0	0	3	17
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型 の政策 評価	目標管理型 以外の 政策評価						
評価実施件数	0	4	37	1	481	523	86	609
政策評価の結果の政策への反映状況	0	4	37	1	481	523		
これまでの取組を引き続き推進	0	4	37	1	481	523		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	10	10		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	0							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	0							

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869635.pdf）参照

表4-20 環境省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	9	2	0	11
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	9	2	0	11
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	21	0	4	2	0	27	0	27
政策評価の結果の政策への反映状況	21	0	4	2	0	27		
これまでの取組を引き続き推進	21	0	4	2	0	27		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	21	0	0	0	0	21		
機構・定員要求への反映	3	0	0	0	0	3		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	3	0	0	0	0	3		
事前分析表の変更	7							
達成すべき目標を変更	1							
測定指標を変更	6							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	14							
未定・検討中等	0							

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869637.pdf）参照

表4-21 原子力規制委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	2	0	0	2
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	2	0	0	2
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	5	0	3	0	0	8	0	8
政策評価の結果の政策への反映状況	5	0	3	0	0	8		
これまでの取組を引き続き推進	5	0	3	0	0	8		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	5	0	0	0	0	5		
機構・定員要求への反映	5	0	0	0	0	5		
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0		
定員要求への反映	5	0	0	0	0	5		
事前分析表の変更	5							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	5							
達成手段を変更	1							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	0							

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869638.pdf）参照

表4-22 防衛省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	14	0	0	0	3	0	17
政策評価の結果の政策への反映状況	14	0	0	0	3	0	17
予算要求への反映	14	0	0	0	0	0	14
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	23	0	0	0	0	23	0	23	
政策評価の結果の政策への反映状況	23	0	0	0	0	23			
これまでの取組を引き続き推進	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の改善・見直しを実施	23	0	0	0	0	23			
評価対象政策の重点化等	23	0	0	0	0	23			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0			
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0			
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0			
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0			
事前分析表の変更	0								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	23								
未定・検討中等	0								

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「機構要求への反映」又は「定員要求への反映」をした政策の実数である。
 3 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 4 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 5 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 6 「事前分析表の変更」、「事前分析表の変更なし」及び「未定・検討中等」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
 7 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 8 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
 9 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 10 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 11 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000869639.pdf）参照

表5 令和4年度に休止又は中止することとした公共事業等

(単位：億円)

公共事業等名	個別事業名	分類	総事業費	残事業費
外務省1事業				
政府開発援助	インドラマユ石炭火力発電計画（E/S）（インドネシア共和国）	中止	17.3	10.1
厚生労働省1事業				
水道水源開発等施設整備事業	水道水源開発施設整備事業（霞ヶ浦導水）（千葉県）	中止	24.7	3.4
農林水産省1事業				
水産物供給基盤整備事業（補助）	水産流通基盤整備事業（浜田地区）（島根県）	休止	17.0	17.0
合計	3事業	—	59.0	30.5

表6 公共事業等の休止又は中止事業数及び総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費（単位：億円）)

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
27	—	4 (251)	1 (27)	—	3 (923)	8 (1,201)
28	1 (10)	—	—	—	1 A案: 1,717 B案: 1,311	2 (1,727) <1,321>
29	—	—	—	—	—	—
30	1 (18)	1 (24)	—	—	—	2 (42)
令和 元	2 (208)	2 (64)	—	—	—	4 (271)
2	1 (370)	—	—	—	—	1 (370)
3	1 (629)	2 (89)	—	—	1 (47)	4 (765)
4	1 (17)	1 (25)	1 (17)	—	—	3 (59)
合計	18 (2,654)	48 (5,996)	52 (1,274)	14 (4,273)	200 (43,130) <42,724>	332 (57,325) <56,919>

- (注) 1 総事業費は、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄（右欄）に記載された金額は一致しない場合がある。
- 2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額としている。
- 3 平成25年度における国土交通省の10事業のうち1事業は、事業全体の一部（整備計画区間から既成区間を除いた区間）が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。
- 4 平成26年度における国土交通省の1事業は、実施計画調査段階であり、事業の具体的な内容の検討を行っていた状況であったため、総事業費については未定であったことから、総事業費は計上していない。
- 5 平成28年度における国土交通省の1事業は、ダム検証を進めるに当たり、渇水対策容量をダムで確保する案（A案）及び渇水対策容量を近隣の湖で確保する案（B案）の二つの案を検討対象としていることから、本表においても2案における総事業費を記載している。
- 6 合計欄における（ ）内の数値は、平成28年度における国土交通省の1事業がA案の場合のものであり、< >内の数値は、B案の場合のものである。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(1) 政策の評価に関する計画

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第 1 項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第 2 項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされ、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、令和 4 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、以下のとおり定め、「令和 4 年度行政評価等プログラム」に掲載している（表 7）。

表7 総務省が行う政策の評価に関する計画の主な規定内容

<p>① 評価の実施に関する基本的な方針</p>	<p>○ 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要のある政策について積極的に実施する。</p> <p>また、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）推進のための政策効果の把握・分析手法の共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。</p> <p>○ 政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。</p> <p>① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。</p> <p>② 各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善の検討状況も踏まえつつ、点検の見直し・改善の検討を行う。</p>
<p>② 令和 4 年度から 6 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ</p>	<p>○ 統一性又は総合性を確保するための評価</p> <p>ア 令和 3 年度から引き続き実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校・ひきこもりのこども支援 <p>イ 調査の具体化を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活エリアにおける交通安全対策
<p>③ その他評価の実施に関する重要事項</p>	<p>○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、審議会の調査審議に付議する。</p> <p>○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。</p> <p>○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。</p>

なお、総務省は、法第 13 条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度見直し・改定を行っており、令和 5 年度以降の 3 年間の計画については、「令和 5 年度行政評価等プログラム」（令和 5 年 5 月 8 日）に掲載し、公表している。また、これらについては、総務省のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

令和元年度に評価の結果を取りまとめた「地籍整備の推進」、3年度に評価の結果を取りまとめた「外来種対策の推進」については、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている（表8-1、表8-2）。

そのほか、「不登校・ひきこもりのこども支援」については、評価を実施中である（表9）。

表8-1 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名	地籍整備の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：令和元年12月6日)	
関係行政機関	国土交通省、法務省	
○ 評価の観点	地籍整備の推進に関する施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価	
○ 評価の結果の概要	<p>(1) 「第6次国土調査事業十箇年計画」（平成22年5月25日閣議決定。以下「第6次十箇年計画」という。）の成果目標である「進捗率^(注)」、「地籍調査の実施面積」及び「地籍調査に未着手又は休止中の市町村の状況」については、現状のペースで推移する場合、第6次十箇年計画の最終年度である令和元年度末までに達成することは、困難な状況となっている。</p> <p>(2) 次期国土調査事業十箇年計画の策定に当たり、地籍整備の推進に係る個別の推進施策の実効性を確保するために、具体的に改善策を講ずる必要がある。</p> <p>(注) 地籍調査の対象面積（全国土面積から国有林野・公有水面等の面積を除いた面積）に対する地籍調査実施地域の面積の割合</p>	
勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)	
1 認証遅延及び送付遅延の解消策の検討、市町村への技術的助言 国土交通省は、認証遅延及び送付遅延の早期解消を図り、市町村における新規調査の着手等取組を促進させる観点から、認証遅延及び送付遅延となっている原因を分析した上で、解消策を検討し、市町村に対し助言する必要がある。	<p>(国土交通省)</p> <p>○ 令和2年1月の認証状況等の調査、都道府県からのヒアリング等により把握した内容を踏まえ、市町村に個別の助言を実施</p> <p>○ 令和2年3月に国土調査法（昭和26年法律第180号）に国土交通大臣の市町村等への援助規定を新設。「第7次国土調査事業十箇年計画」（令和2年5月26日閣議決定。以下「第7次十箇年計画」という。）に、地籍調査に関する助言を行う有識者等（地籍アドバイザー）の地方公共団体等への派遣を位置付け、認証遅延等を地籍アドバイザーの対応分野に追加</p> <p>○ 令和2年10月に地籍調査の成果の認証請求に至るまでの留意点を都道府県経由で市町村に通知し、調査終了から原則3か月以内に、遅滞なく認証請求を行うよう要請</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証状況等の調査結果に基づく個別の助言を引き続き実施しているほか、令和3年度の地籍アドバイザー活用実績70件中19件において、遅延解消に対応 ・ 認証未了^(注)は一定程度減少（697.88km²（令和2年度）から592.07km²（3年度））も、送付未了^(注)は、ほぼ横ばい（581.74km²（2年度）から572.91km²（3年度）） ・ 土地所有者等からの申出による関係者協議に時間を要 	

	<p>する事案等が累積。引き続き助言等を行うとともに、新たな発生を抑制するため、住民説明会等で根拠に基づいた確かな説明が行われるよう、研修等を地方公共団体に実施</p> <p>(注) 国土交通省は、認証状況等の調査を見直し、令和2年度分から現在の認証未了、送付未了の定義で調査を実施</p>
<p>2 土地所有者等の立会いの弾力化措置の運用事例の集約・整理、市町村への提供</p> <p>国土交通省は、筆界未定の予防を促進する観点から、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。)第30条第4項(令和2年6月の準則改正前の同条第3項)の適用に当たっての具体的な運用事例を集約・整理し、市町村に提供する必要がある。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 準則第30条第4項(弾力化措置)^(注)を適用した事例を集約・整理し、令和3年2月に都道府県経由で市町村に通知 ○ 令和2年6月の準則改正により、一部の土地所有者等が所在不明の場合でも、筆界案の作成及び公告の手続を経て調査が行えるよう措置(以下「準則第30条第3項措置」という。) <p>(注) 土地所有者等が所在不明の場合、筆界を明らかにする客観的資料(現地復元性を有する地積測量図等)を用いた筆界の調査を可能とする規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終的に土地所有者等の所在が不明であるため立会いを求めることができなかった筆数のうち、準則第30条第4項(弾力化措置)の適用により調査が進んだ筆数は、令和2年度が1,203筆のうち258筆(21.4%)、3年度が1,602筆のうち513筆(32.0%)と増加 ・ 準則第30条第3項措置は、令和2年度371筆、3年度854筆に適用され、活用が進展
<p>3 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用実績に係る検証</p> <p>国土交通省は、同法第19条第5項の指定制度の活用実績が、目標に対して低調となっている原因・理由について、民間事業者等の実情を踏まえ、検証する必要がある。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村や民間事業者等との意見交換において、民間事業者等の申請による第19条第5項の指定^(注)(以下「19条5項指定」という。)は、民間事業者等にはメリットがないとされる一方で、地籍調査の実施主体である市町村等には効率的な地籍整備につながるというメリットがあり得ることを確認 ○ 上記を踏まえ、令和2年3月の国土調査法の改正により、地籍調査を行う市町村等が、民間事業者等に代わって申請(以下「代行申請」という。)できるよう措置され、第7次十箇年計画に、19条5項指定制度の更なる活用の促進を位置付け <p>(注) 国土調査法第19条第5項において、国土交通大臣等は、土地に関する様々な測量及び調査の成果について、その精度又は正確さが国土調査と同等以上であると認めた場合に、当該成果を地籍調査と同一の効果があるものとして指定することができることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間測量成果を活用した地籍整備の一層の推進に向けた通知を令和3年3月に都道府県に発出し、民間事業者に19条5項指定制度を周知するためのチラシも添付。地方公共団体の開発許可担当部局にも事務連絡を発出し、適切な対応を依頼 ・ 令和4年6月に、申請対象となり得る測量成果の例や、申請に当たり必要となる追加作業の内容とその費用の試算例等を新たに盛り込んで19条5項指定申請に関する手引を改訂し、市町村等に周知 ・ 19条5項指定制度の自主的な申請実績^(注)は、令和2年度2.15km²、3年度2.62km²。代行申請の実績はなし ・ 令和4年度に市町村へのアンケート及びヒアリングにより、代行申請の実施に至らなかった理由を調査したところ、市町村の制度への理解が不十分であったことから、各種研修等を通じて一層の周知を実施 <p>(注) 新住宅市街地開発法等による不動産登記に関する政令(昭和40年政</p>

	<p>令第 330 号) により申請が義務付けられているもの、土地区画整理事業運用指針 (平成 13 年国都市第 381 号) 及び国土調査法第 19 条第 5 項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について (昭和 56 年 1 月 5 日付け 55 構改 B 第 1847 号) により申請が推進されているものを除く。</p>
<p>4 法務局等による地籍調査への具体的協力内容を市町村等に周知</p> <p>国土交通省は、都市部など地籍調査の実施が困難な地域における地籍調査を推進する観点から、市町村等に対し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的な内容や効果について周知する必要がある。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 7 次十箇年計画に、地方公共団体と法務局との連携の促進を位置付け、準則改正により、登記官に対する協力の求めの規定^(注 1)を措置 ○ 法務局等による地籍調査への実務的協力^(注 2)の具体的な内容等について、令和 2 年 9 月に都道府県経由で市町村等に通知 <p>(注) 1 地籍調査を行う市町村等が、地籍調査に関し、登記所に備え付けられている資料との整合性を確保するため必要があると認めるときは、当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所の登記官に対し、助言その他の必要な協力を求めることができることを明記したもの</p> <p>2 市町村等からの協力要請に応じ、法務局等が地籍調査に係る住民説明会、現地調査及び成果案の閲覧に出席又は協力すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点等について、令和 4 年 3 月に都道府県経由で市町村等に通知 ・ 令和 3 年度は、法務局等が市町村等に対し、896 回の助言等の協力を実施 </div>
<p>5 地籍整備における法務局等と市町村の連携の促進</p> <p>法務省及び国土交通省は、人口集中地区 (D I D) における地籍整備を、より一層推進する観点から、地図作成作業に係る計画の策定や実施に当たって、法務局等と市町村による協議・調整が積極的に行われるよう促すなど、法務局等と都道府県、市町村との連携について見直し及び促進を図る必要がある。</p>	<p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図作成作業の実施予定地区等の情報を関係市町村へ教示することとし、地図作成作業の計画変更の判断基準等に係る通知を令和元年 12 月に各法務局等に発出 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 7 次十箇年計画に地方公共団体と法務局との連携の促進を位置付け、地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合せ会の設置要領について、地図作成作業の実実施計画及び実施状況、筆界特定の申請予定等を打合せ事項に追加するなどの改正を行い、令和 3 年 1 月に都道府県経由で市町村に通知 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50 か所全ての法務局等において地図作成作業の情報を地方公共団体に教示。協議・調整を行った結果、10 か所の法務局等で地図作成作業の計画が変更 (令和 3 年 2 月から 4 年 6 月末までの期間) <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡会議等の設置要領の内容について、令和 3 年度は、会議・研修等の機会を捉えて、地方公共団体の担当者に合計 21 回の説明を実施 </div>
<p>6 地籍整備の進捗に係るデータの整合性に係る取組</p> <p>国土交通省は、PDCA に基づいた地籍整備を推進する観点から、地籍整備の進捗状況について、市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 7 次十箇年計画の前提となる地籍調査の対象面積等の整理について、令和元年 8 月に、対象面積の定義等を記載した要領を都道府県及び市町村に示し、把握した数値について、国と都道府県等の保有するデータの整合を図った上で、第 7 次十箇年計画に記載する進捗率を算出 ○ 地図作成作業の実績と地籍調査の実績を合わせた都市部の実施面積や進捗率を算出し、令和 2 年 8 月、国土交通省のホームページに公表

行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の地籍整備の進捗状況を4年6月に報道発表するとともに、国土交通省のホームページで公表
----------	---

(注) 1 「政策への反映状況」の [] で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回回答（令和3年3月23日）以降に関係行政機関が採った措置で、令和5年2月2～6日に法務省及び国土交通省が回答したものである。
 2 詳細は、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_230214000163379.html) 参照

表8-2 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名	外来種対策の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：令和4年2月15日)
関係行政機関	環境省
<p>○ 評価の観点</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）、「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月28日閣議決定）及び「外来種被害防止行動計画」（平成27年3月26日環境省、農林水産省及び国土交通省）により取り組まれている外来種対策の推進に関する施策等について、関係行政機関等における各種取組の実施状況を明らかにするとともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施</p> <p>○ 評価の結果の概要</p> <p>(1) 定着予防外来種（ヒアリ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の防除現場で、関係機関との連絡体制など実際の防除に役立つ取組が進んでいないところあり 環境省が事前に各地で具体的に働き掛けるなどの活動も確認されず。 ⇒ 今後の水際対策におけるオペレーションや取組の在り方を進化させるため、現状の検証や評価が必要 <p>(2) 総合対策外来種（アライグマ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省の生息分布調査結果を活用していない地方公共団体が多い。 捕獲頭数の数値が都道府県単位の情報となっているなど、市町村における防除の準備に活用しづらい等の意見あり ⇒ 防除に必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方の検討が必要 <p>(3) 総合対策外来種（オオキンケイギク）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国全体としての具体的目標など、現状や取組の効果の認識を助ける情報や、環境省の取組が対策の中でどのように位置付けられ、実際にどのような成果につながっているかの情報が提供されていない。 ⇒ 外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、それにふさわしい目標設定・情報提供を行うことが必要 <p>(4) 産業管理外来種（セイヨウオオマルハナバチ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 総出荷数量を半減する目標は達成困難な状況 国（環境省・農林水産省）、地方公共団体、関係団体による様々な対策の現状について国が全体をどう評価しているかを示す情報が提供されていない。 ⇒ 個々の主体が自ら積極的に取組を進められるよう、現在の取組の評価や達成した成果を示す情報の提供が必要 <p>(5) 外来種対策の評価の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来種対策の展開のためのPDCAに必要な情報の提供が不十分 環境省における現行の政策評価は、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い ⇒ 政策評価を含め、外来種対策のPDCAを適切に回していくための方策の在り方 	

について検討が必要	
意見	政策への反映状況
<p>1 定着予防外来種（ヒアリ）</p> <p>防除の現場では、地方公共団体において関係機関との連絡体制等、実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところもあり、環境省が各地で具体的に働き掛けるなどして、連絡体制等の取決めを促している活動もみられなかった。環境省が定める調査・防除の方針に則して防除の現場で対策が的確に講じられるために、このような状況で十分かどうかの評価・検証が求められる。</p> <p>今般のヒアリの防除対策については、ヒアリの防除の成否だけでなく、今後の外来種の水際対策における実際のオペレーションやそのための取決めの在り方を進化させることに役立つ目的で、検証や評価を行うことが必要であると考えられる。（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヒアリについては、本政策評価の中間報告（令和3年6月30日）を踏まえ、令和4年1月11日、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（答申）」（以下「答申」という。）において、「総務省の政策評価において指摘されているとおり、各現場で実際の防除に役立つ役割分担等の取決めが進んでいないことが課題」と評価・検証を受けたところ。 ○ 令和4年5月18日に公布された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号。以下「改正法」という。）において、国、都道府県、市町村、事業者、国民の責務規定や各主体の連携に係る規定が創設された。また、特に緊急に措置を行う必要がある特定外来生物を「要緊急対処特定外来生物」として政令で定め、移動制限、通関後の検査等、強力な措置を行うことができることとされ、対象事業者が被害を防止するためにとるべき措置に関する指針（以下「対処指針」という。）を定めることとされた。 ○ ヒアリ類については、この「要緊急対処特定外来生物」に令和5年4月1日に指定し、その対処指針について、環境省は、物流や港湾等に係る関係団体等に対するヒアリングを行い、その結果も踏まえ、ヒアリを発見する可能性が高い事業者（地方公共団体が港湾管理者等の場合を含む）に対し、ヒアリ類発見時に事業者等がとるべき措置を定めるとともに、地方環境事務所や関係事業者等との連絡体制の確立等を求める内容とした（当該指針は、令和5年4月25日公布、同年6月1日施行予定）。 ○ また、国の機関や地方公共団体、関係事業者等において、ヒアリが発見された際に実際に防除を実施する方法についてまとめた「ヒアリの防除に関する基本的考え方」（平成30年1月作成、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）について、「ヒアリの防除等に関する専門家会合」等で専門家による助言を受け、対処指針の内容等を踏まえて令和5年4月に改訂しており、今後も毎年更新していく。
<p>2 総合対策外来種（アライグマ）</p> <p>環境省は、地方公共団体において捕獲等の防除活動が効果的に実施できるよう、各地域におけるアライグマの生息分布状況など必要な情報の提供について、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ アライグマの対策については、本政策評価の中間報告（令和3年6月30日）を踏まえ、令和4年1月11日、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の答申において、以下のとおり課題が示された。

<p>現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方について検討することが必要と考える。</p> <p>外来生物対策としてのアライグマへの取組においては、外来生物法のほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく捕獲の仕組みが活用されているところ、その「優先的な防除」が実現すれば、捕獲の根拠法が何であるかを問うものではないとも考えられる。「アライグマの防除」という目的のために二つの仕組みが用意されている現状を踏まえれば、それぞれの効果、メリット・デメリットなどを整理して、評価し、二つの仕組みが相互に補い合い、防除の取組がより効果的に行われるよう、総合的な取組の方針を市町村に示すなど、実務における適切な手段の選択を支援する取組が有用であり検討すべきであると考え。（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の成果として、封じ込め等の達成に至っていない。有効性を高めつつ防除を推進するためには、防除に当たって重要な情報の整理と発信が求められる。 ・ 国として侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報の収集や迅速な注意喚起などの発信は十分に実施できていない。 <p>○ この対応として、国は、効果的な防除手法や優良事例、地方公共団体との連携方法、鳥獣保護管理法を始めとする関連諸法令との調整・連携など、防除に当たって重要な情報の整理と発信を更に強化していく必要があるとされた。</p> <p>○ また、答申において、アライグマなどの分布情報については、市町村単位などのよりきめ細かな情報を継続的に集約し、拡散が懸念される地域への注意喚起や取組促進のための仕組みと体制を確保していくことが必要とされた。くわえて、これまでの対策が十分な効果を上げておらず、被害の増加、分布の拡大が継続しているものについては、現状を整理・分析し、対策実施上の課題を改めて明確化し、有効な対策の実現に結び付けることが必要と評価・検証を受けたところ。</p> <p>○ 環境省では、これらを踏まえ、令和 4 年度にこれまで都道府県単位で把握していた特定外来生物の分布情報を市町村単位に改良する取組に着手し、令和 5 年度中に市町村単位での分布情報を提供すべく、そのための調査を実施する予定。また、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）において令和 6 年度までに策定することとされた、アライグマについての効果的な被害防止対策を採っていくための全国的な指針等についての令和 5 年度以降の検討や、「アライグマ防除の手引き（計画的な防除の進め方）」（平成 23 年 3 月作成（平成 26 年 3 月改訂、令和 2 年 3 月一部修正）、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）の改訂などを行う中で、外来生物法と鳥獣保護管理法のメリット・デメリットなどの整理をし、防除主体における適切な手段の選択を支援する取組を検討していく。</p> <p>○ なお、改正法を踏まえ地方公共団体が主体的に実施する特定外来生物の防除等については、交付金により支援を行う「特定外来生物防除等対策事業」を令和 5 年度に創設した。今後、当該事業により、地方公共団体においてアライグマの捕獲等の防除活動が効果的に実施されるよう支援していく。</p>
<p>3 総合対策外来種（オオキンケイギク） 国（環境省）として、国以外の主体による防除を進める立場に立つのであれ</p>	<p>○ オオキンケイギクの対策については、「生物多様性国家戦略 2023-2030」において令和 6 年度までに行うこととされた「外来種被害防止行動</p>

<p>ば、それらの主体の判断が促されるように行動する必要がある。少なくとも、個々の主体が、自ら積極的に防除に取り組む意欲が生ずるように、国全体の取組の中での位置付けを認識できるようにする必要がある。国は、現在の取組についての評価やこれまでに達成できている成果を示す情報を提供していくべきである。</p> <p>観賞用や緑化用に導入され、既に広範に分布・生育しているとみられるオオキンケイギクについて、取引や栽培等の規制等の行政コストまでかけた対策を採る以上、コストに見合った成果が示されなければならないと考える。そして、その成果が、現状では明確でないか、「根絶」等の究極のもののみで、そこに至る道筋が見えない状況になってしまっていることは、問題点として指摘できる。これでは、外来種対策において用意されている各種対策が、オオキンケイギクについて、問題なく、あるいは効果的・効率的に成果を上げているかといった判断材料も得られず、政策立案担当者によるPDCAが回らない。また、協働のパートナーとなるべき地方公共団体等とも認識を共有できないことから、その面での取組の発展も期待し難い。</p> <p>環境省は、このような問題点に対応し、外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、当該位置付けにふさわしい目標設定、情報提供を行うべきである。(環境省)</p>	<p>計画」の見直しにおいて、有識者等の意見も踏まえ、これまでの対策の評価・検証を行うとともに、その位置付けの考え方を示していくこととしている。</p> <p>○ その結果を踏まえ、当該位置付けにふさわしい目標設定、情報提供を行っていく。</p>
<p>4 産業管理外来種（セイヨウオオマルハナバチ）</p> <p>「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」（平成29年4月環境省及び農林水産省）では、現状と代替種利用に関する課題を整理し、今後の方針、対策を示しているが、セイヨウオオマルハナバチに採られている様々な外来種対策の現状について、国が全体をどう評価し、課題を把握し、それに対し今後どのような方針で臨むのかを示す資料は見当たらない。このため、多様な立場の関係者が自ら主体的に取組を考える材料は不足している。</p> <p>国（環境省）は、それら多様な主体の判断が促されるように行動する必要がある。少なくとも、個々の主体が、自ら積極的に取り組む意欲が生ずるように、国全体の取組の中での位置付けを認識でき</p>	<p>○ セイヨウオオマルハナバチについては、平成31年4月19日付け環自野発第1904191号環境省自然環境局長通知により、令和4年4月から従来の許可数量の範囲内に限り飼養等の許可の対象としており、令和4年度以降は当該通知のとおり、従来の許可数量の範囲内で外来生物法に基づく飼養等の許可を行っている。</p> <p>○ また、「生物多様性国家戦略2023-2030」では、セイヨウオオマルハナバチ対策として、セイヨウオオマルハナバチを在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会等を支援するとともに、在来種の生息域へのセイヨウオオマルハナバチの拡散防止を行うなど、適正な管理の必要性について周知徹底することとした。</p> <p>○ 今後、これらも踏まえ、農林水産省とも連携しつつ、セイヨウオオマルハナバチの定着状況や代替種である在来種の利用状況、代替種利用の課題、課題に関する科学的な知見等のほか、今後の地域ごとの代替種の利用方針等を取りま</p>

<p>るようにする必要がある。国は、現在の取組についての評価やこれまでに達成できている成果を示す情報を提供していくべきである。(環境省)</p>	<p>とめた「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を見直すなど、個々の主体が、自ら積極的に取り組む意欲が生ずるように、方針等を示していく。</p>
<p>5 外来種対策の評価の課題</p> <p>外来種対策は、国が国以外の主体に主体としての取組の必要性の判断・活動を求めているところに特殊性があり、国以外の主体は、政策について説明を受けるだけの受動的な存在ではなく、自ら取り組むことを求められている。特に地方公共団体であれば、行政主体である以上、P D C Aを回して、より効率的な取組を行っていくことを住民から求められる。</p> <p>国以外の主体の自主的な取組を促すためには、外来種対策についての適切かつ必要な情報の提供が重要であり、その中には、国全体の取組の現状についての評価は当然含まれる。</p> <p>現場の取組や具体的な活動に取り組む国以外の主体にとって、判断に有用な情報は、外来種対策の個別性や多様性などに対応したものであると考えられる。例えば、地方公共団体が、当面「有効性の高い、分布拡大の防止、局所的な根絶、低密度化」のいずれかを目指すべきといったところで、そもそも、当該地方公共団体が単独で特定の種の分布状況の把握に取り組む契機は乏しい。有効性の判断も、特定の種に関する分布情報等なくしては不可能である。今回の調査で現場から、例えばアライグマについて「何頭捕獲すれば効果的なのかが判断できない」といった意見が聴かれたことから、現在、国が十分に必要な政策の現状・評価に関する情報を提供できているかどうかは疑問であり、外来種対策という政策の展開のためのP D C Aに必要な情報の提供は十分でないと言わざるを得ない。</p> <p>政策評価は、政策効果の把握と評価を行い、公表して政府の活動について国民に対して説明するとともに、その結果を対象とした政策に適切に反映させる、すなわち、政策の改善や効率的運用につなげることを目的として、政策を担当する行政機関が行うものである。外来種対策の展開に必要な情報を提供していくためには、この政策評価を活用していくことが考えられるが、環境省における政策評価の取組の現状は、一部の外来種について数値目標を掲げて個別の評価を行うに</p>	<p>○ 環境省では、地方公共団体が主体的に実施する特定外来生物の防除等について、交付金により支援を行う「特定外来生物防除等対策事業」を令和5年度に創設した。</p> <p>○ 当該事業においては、外来種対策のP D C Aを適切に回していくため、E B P Mのアプローチが可能なものとすべく、令和4年度においては、効果検証を行うための指標を検討した。これを踏まえ、交付金申請時には、地方公共団体における防除活動の効果的な実施に資するため、防除等の対象となる外来生物の特性に応じて適切なK P Iを設定させる仕組みとした。</p> <p>○ 今後は、当該事業を通じた検討結果も踏まえ、他の事業で地方公共団体が行う取組にも応用が可能であるかどうか検討していく。</p>

<p>とどまり、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い。</p> <p>一方で、中央環境審議会においては、外来種対策全体について審議が行われ、答申の形で一定の現状認識と今後の取組の方向が示されており、外来種対策に焦点を絞る限り、同審議会の審議・答申の方が、政策評価が果たすべき役割を果たしていると言える。</p> <p>したがって、環境省には、政策評価を含め、外来種対策のP D C Aを適切に回していくための方策の在り方について検討することを求める。外来種対策は、一つの政策と認識できるとはいいながら、外来種ごとの取組の個別性があり、かつ、国以外の多様な主体との協働が必要であること等を踏まえれば、政策評価のみならず、同審議会の審議・答申を含め、複数の枠組みで評価をしていくことも考えられる政策である。このような政策の評価については、現在、確たる定式があるわけではない。政策改善に役立てるといった目的に照らし、また、どのような単位であればE B P Mのアプローチが有効であるかといった視点をもって、試行錯誤を許しつつ進化させることが望まれる。このような観点から、総務省としても協力する用意がある。(環境省)</p>	
--	--

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。
- 2 「政策への反映状況」は、意見通知・公表日(令和 4 年 2 月 15 日)以降、令和 5 年 4 月末現在までに関係行政機関が採った措置である。

表 9 評価を実施中のテーマ

テーマ名	評価計画の概要
<p>不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価(総合性確保評価)</p>	<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国において、30 日以上登校していない不登校児童生徒数は、近年増加傾向にあるほか、そのうち過半数は、90 日以上の長期間欠席している者となっている。中には、習い事に通ったり、友達と交流したりといった外部との接触もなくなっているひきこもり状態の者も一部いると考えられる。これらの不登校児童生徒には、個々の状況に応じた対応が必要である。 ○ 国は、児童生徒が抱える課題の早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとしている。また、国の指針では、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援をし、支援に際しては登校という結果のみを目標にするのではないとする基本的な考え方が示されている。 ○ 以上のような状況を踏まえ、不登校・ひきこもりのこども

	<p>支援に関する政策について、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を検討・実施する取組が、総体としてどの程度効果を上げているかとの総合的な観点から評価を行い、関係行政の改善に資するために実施するものである。</p> <p><調査等対象機関> 内閣府、文部科学省、厚生労働省、市区町村（教育委員会を含む。）、関係団体等</p>
--	---

(注) 行政評価等計画の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/keikaku.html) 参照

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、令和4年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表10のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表10 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

令和4年度における点検活動の実施状況
<p>【規制に係る政策評価の点検】</p> <p>○ 目的</p> <p>規制に係る政策評価の点検は、各行政機関における規制の政策評価の実施状況を把握し、改善に向けた具体的な手法の提示や推奨事例の横展開による評価レベルの向上を図るとともに、規制の政策評価の更なる改善に向けた検討に資することを目的に実施するものである。</p> <p>○ 点検活動の概要</p> <p>法律又は政令により新設・改廃される規制に関し、各行政機関が令和3年度に実施した規制の政策評価は182件（事前評価104件、事後評価78件）であり、これらについて点検を実施し、令和5年3月10日に点検結果を各行政機関に通知・公表した。</p> <p>○ 点検結果の概要</p> <p>点検に当たっては、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月28日一部改正）を踏まえ、規制の政策評価を行う際に重点的に取り組むべき項目（費用及び効果の定量化等）の実施状況を中心に点検項目を設定した。点検においては、事前評価において遵守費用が定量化されたものは104件中27件にとどまるなど、引き続き費用や効果が定量化されていないものがみられた。そのため、定量化を進めるための手法等や、工夫して定量化に努めている事例を推奨事例として各行政機関に周知した。</p> <p>また、規制手段を選択することの妥当性を説明する観点から必要な「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」及び「他の規制手段との比較」の記載状況を確認したところ、「課題」や「課題の発生原因」については、ほとんどの評価書に記載がなされていた。その一方、選択すべき手段や程度を検討するための「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載については、所要の記述がされていないものが一定数みられた。</p> <p>（主な指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 正確な推計が困難として定性的な記述にとどめるのではなく、一定の仮定を置いた推計や幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて費用及び効果を説明するよう指摘するとともに、費用の推計のために関連団体等に積極的にヒアリングを行うことを求めた。特に遵守費用については、定量化できない場合にはその理由を詳しく説明することを求めた。・ 政策のよって立つ論理を明確に説明するため、規制の導入前に生じている課題の発生原因並びに規制以外の手段及び他の規制手段を用いることによるメリット・デメリットなどを評価書において明確に記載し、当該規制手段を選択することの妥当性を説明することを求めた。・ 規制の検討段階等において、定量化した費用や効果といった事前評価の内容の活用を図ることを求めた。・ 事前評価書において、事後評価時に使用する指標（効果に関する指標のみならず、発生した遵守費用や行政費用に関する指標も含む。）を列挙するとともに、当該指標を把握する方法を明示することを求めた。 <p>（注） 規制に係る政策評価の点検結果の詳細については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000867547.pdf）参照</p>

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

○ 目的

租税特別措置等に係る政策評価の点検は、毎年度の税制改正要望の際に各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施することで、税制改正作業に対し有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たすことを目的とするものである。

○ 点検活動の概要

令和4年度は、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に加え、特に点検が必要であると考えられる租税特別措置等に係る事前評価43件（8行政機関）を点検し、令和4年11月11日にその結果を取りまとめ、税制当局を始めとする関係府省に通知・公表した。

点検に当たっては、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。平成25年8月5日一部改正）において評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」及び「相当性」に重点を置き、点検項目として「達成目標」、「過去の適用数」、「将来の適用数」、「過去の減収額」、「将来の減収額」、「過去の効果」、「将来の効果」及び「他の政策手段」を設定した。

点検は、政府全体で進められているEBPMの取組も踏まえ、各項目について、適切な論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善がみられなかった場合、その点を課題として指摘することとした。

○ 点検結果の概要

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、各項目について分析・説明の内容に改善がみられたが、「過去の効果」及び「将来の効果」の分析・説明は十分とは言い難い状況にあった。

また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていないものの割合を点検項目別にみると、達成目標は27.9%（12/43件）、過去の適用数は15.0%（6/40件）、将来の適用数は19.0%（8/42件）、過去の減収額は25.0%（10/40件）、将来の減収額は31.0%（13/42件）、過去の効果は52.5%（21/40件）、将来の効果は73.8%（31/42件）であった。

なお、分析・説明がされていない項目が残っている著しく不十分なものも5件あった。

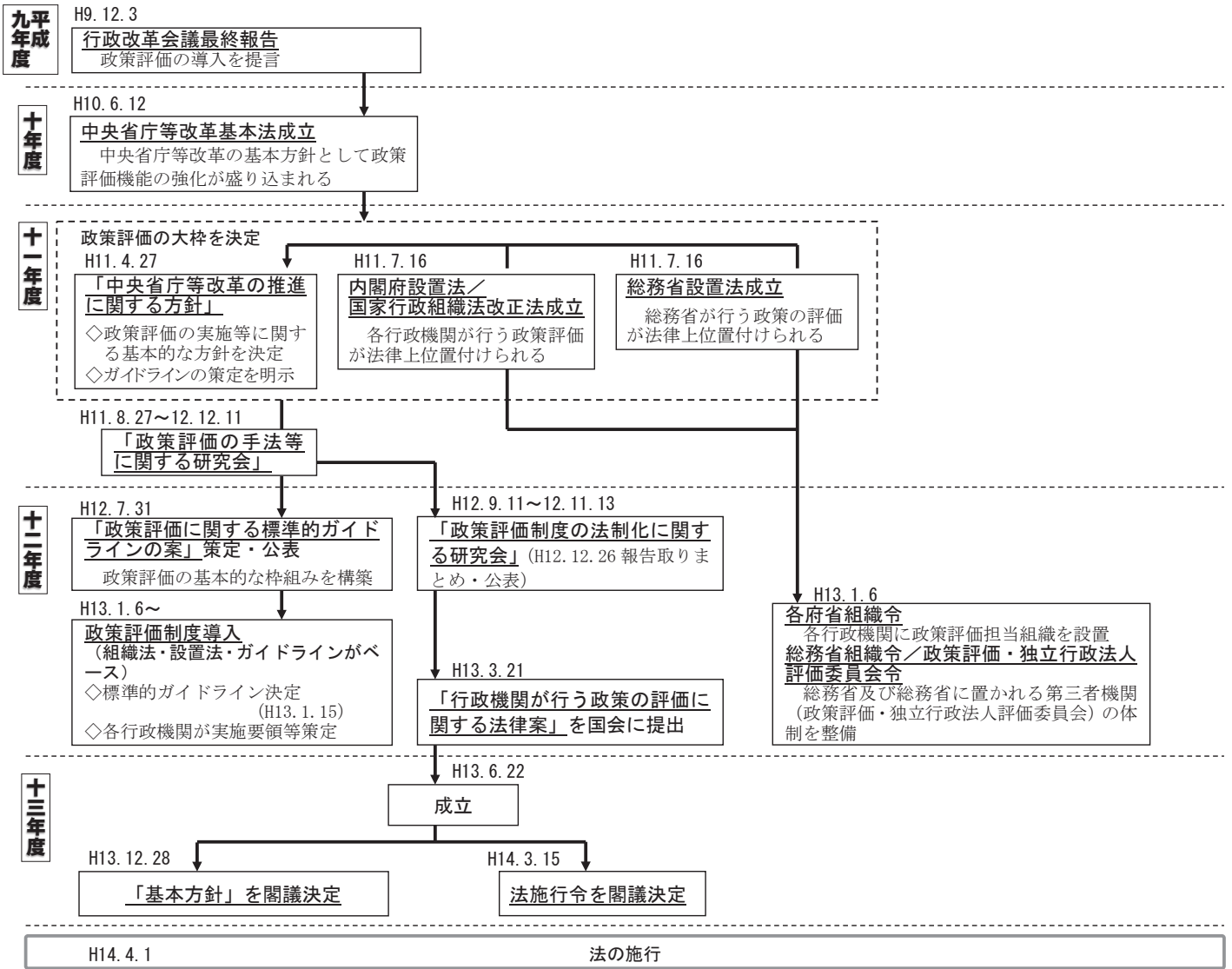
（主な指摘事項）

- ・ 達成目標が定量的に設定されておらず、達成目標の将来の実現状況（効果）について、算定根拠が明らかにされていない。
- ・ 定量的な効果の把握・予測が不十分で、租税特別措置等が目標達成に向けて効果があるのか明らかにされていない。
- ・ 過去又は将来の適用数が10件未満と僅少である租税特別措置等について、それが目標の達成に十分に寄与することが明らかにされていない。

（注） 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果の詳細については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_221111000161195.html）参照

IV 政策評価制度に関する主な経緯

政策評価制度に関する主な経緯



年度	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
十四年度		10,930 件	個別テーマの勧告等 地域輸入促進に関する政策評価 (H15. 1. 28 意見通知) 容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価 (H15. 1. 28 意見通知)	要件審査 【1年目】 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検
十五年度		11,177 件	リゾート地域の開発・整備に関する政策評価 (H15. 4. 15 意見通知) 障害者の就業等に関する政策評価 (H15. 4. 15 意見通知) 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価 (H15. 6. 6 意見通知) 特別会計制度の活用状況に関する政策評価 (H15. 10. 24 意見通知)	内容点検 【2年目】 個別審査 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検 内容の点検の取組 方針の検討・公表
十六年度	H16. 10. 1 ◇規制影響分析の試行的実施 (~19. 9. 30)	9,428 件	経済協力(政府開発援助)に関する政策評価 (H16. 4. 2 意見通知) 検査検定制度に関する政策評価 (H16. 4. 2 意見通知) 少子化対策に関する政策評価 (H16. 7. 20 意見通知) 湖沼の水環境の保全に関する政策評価 (H16. 8. 3 意見通知) 留学生の受入れ推進施策に関する政策評価 (H17. 1. 11 意見通知)	認定関連活動報告 11 件 (公共事業・一般分野の政策) 【3年目】 個別審査 総括的審査 法施行3年目の全体像を整理

制度の展開等

各行政機関が
行う政策評価

総務省が行う統一性又は総合
性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策
を評価

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳
格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対す
る総務省による検証活動

法施行後 3 年経過

十七年度	H17. 12. 16 ◇基本方針の改定 (閣議決定) ◇「政策評価の実施に関 するガイドライン」の 策定	9,796 件	大都市地域における大気環境の保全 に関する政策評価 (H18. 3. 31 意見通知)	【4 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 初めて府省別に整 理・分析し、課題を提 示	認定関連活動報告 23 件 (公共事業・一般分 野の政策)
	H19. 3. 30 ◇法施行令の一部改正 ◇基本方針の一部変更 →事前評価の義務付け対 象に規制を追加	3,940 件	少年の非行対策に関する政策評価 (H19. 1. 30 意見通知)	【5 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 府省ごとの課題の 改善状況を確認	認定関連活動報告 25 件 (公共事業・一般分 野の政策)
十八年度	H19. 8. 24 ◇行政機関が行う政策 の評価に関する法律 施行規則の制定 ◇「規制の事前評価の実 施に関するガイドラ イン」の策定		リサイクル対策に関する政策評価 (H19. 8. 10 意見通知)	【6 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 規制の事前評価に ついて新たに点検	認定関連活動報告 47 件 (公共事業・一般分 野の政策)
	H19. 10. 1 ◇規制の事前評価の義 務付け開始 H19. 11. 12 ◇平成 19 年度政策評価 の重要対象分野の選 定等について公表	3,709 件	P F I 事業に関する政策評価 (H20. 1. 11 勧告)		
十九年度	H20. 11. 26 ◇平成 19 年度政策評価 の重要対象分野の評 価結果等について公 表 ◇平成 20 年度政策評価 の重要対象分野の選 定等について公表	7,088 件	自然再生の推進に関する政策評価 (H20. 4. 22 勧告) 外国人が快適に観光できる環境の整 備に関する政策評価 (H21. 3. 3 勧告)	【7 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 点検項目の重点化	認定関連活動報告 5 件 (公共事業：平成 19 年度継続) 45 件 (公共事業・一般分 野の政策)
	H21. 12. 16 ◇平成 20 年度重要政策 の評価の結果等につ いて公表 H22. 1. 12 ◇行政評価機能の抜本 的強化ビジョンにつ いて公表	2,645 件	配偶者からの暴力の防止等に関する 政策評価 (H21. 5. 26 勧告) 世界最先端の「低公害車」社会の構 築に関する政策評価 (H21. 6. 26 勧告)	【8 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 規制の事前評価の審査 総括的審査 規制の事前評価に ついて個別に点検	認定関連活動報告 4 件 (公共事業：平成 20 年度継続) 35 件 (公共事業・一般分 野の政策)
二十年度	H22. 5. 25 ◇基本方針の一部変更 H22. 5. 28 ◇法施行令の一部改正 ◇「政策評価に関する情 報の公表に関するガ イドライン」の策定 ◇「租税特別措置等に係 る政策評価の実施に 関するガイドライン」 の策定 ◇租税特別措置等の政 策評価の義務付け開 始	2,922 件	バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23. 2. 15 勧告)	点 検 ※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理	【9 年目】 成果重視事業評価審査 租税特別措置等評価の 点検 219 件 規制の事前評価の点検 82 件 ・租税特別措置等評価について初めて点検 ・公共事業に係る政策評価の平成 22 年度点 検分について、23 年 3 月に東日本大震災が 発生したことを受け、翌年度まで継続して 点検

	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
二十三年度	H24. 3. 27 ◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正 ◇「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の策定	2,748 件	児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)	【10 年目】 租税特別措置等評価の点検 165 件 規制の事前評価の点検 85 件 公共事業に係る政策評価の点検 (22 年度点検分) 52 件 公共事業に係る政策評価の点検 (23 年度点検分) 11 件
二十四年度	H24. 4～ ◇事前分析表及び評価書の標準様式の導入	2,631 件	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)	【11 年目】 租税特別措置等評価の点検 163 件 規制の事前評価の点検 35 件 公共事業に係る政策評価の点検 13 件
二十五年	H25. 4. 26 ◇「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の改正 H25. 8. 5 ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正 H25. 12. 20 ◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定	2,559 件	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)	【12 年目】 租税特別措置等評価の点検 221 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 11 件
二十六年	H26. 4～ ◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入	2,432 件	消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)	【13 年目】 租税特別措置等評価の点検 133 件 規制の事前評価の点検 66 件 公共事業に係る政策評価の点検 (25 年度点検分) 3 件 公共事業に係る政策評価の点検 (26 年度点検分) 18 件
二十七年	H27. 4. 1 ◇「政策評価審議会」の発足 →政策評価・独立行政法人評価委員会を改組	2,657 件	食育の推進に関する政策評価 (H27. 10. 23 意見通知)	【14 年目】 租税特別措置等評価の点検 93 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件
二十八年		2,130 件		【15 年目】 租税特別措置等評価の点検 71 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件
二十九年	H29. 7. 28 ◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正	2,126 件	グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)	【16 年目】 租税特別措置等評価の点検 40 件 公共事業に係る政策評価の点検 7 件

	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
三十年代		2,670件	クールジャパンの推進に関する政策評価 (H30.5.18 勸告) 農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 (H31.3.29 勸告)	【17年目】 租税特別措置等評価の点検 59件 規制に係る政策評価の点検 112件
元令和度		2,247件	高度外国人材の受入れに関する政策評価 (R1.6.25 意見通知) 女性活躍の推進に関する政策評価 (R1.7.2 意見通知) 地籍整備の推進に関する政策評価 (R1.12.6 勸告)	【18年目】 租税特別措置等評価の点検 38件 規制に係る政策評価の点検 120件 公共事業に係る政策評価の点検 (30年度点検分) 30件 公共事業に係る政策評価の点検 (令和元年度点検分) 12件
二年度	R3.3.17 ◇政策評価審議会提言の取りまとめ	2,076件	死因究明等の推進に関する政策評価 (R3.3.12 意見通知)	【19年目】 公共事業に係る政策評価の点検 22件 規制に係る政策評価の点検 195件 租税特別措置等評価の点検 42件
三年度		2,227件	外来種対策の推進に関する政策評価 (R4.2.15 意見通知)	【20年目】 規制に係る政策評価の点検 156件 租税特別措置等評価の点検 30件
四年度	R4.5.31 ◇政策評価審議会提言の取りまとめ R4.12.21 ◇政策評価審議会答申の取りまとめ R5.3.28 ◇基本方針の一部変更 R5.3.31 ◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正	2,355件		【21年目】 規制に係る政策評価の点検 182件 租税特別措置等評価の点検 43件